

平成28年度包括外部監査結果の対応状況(平成29年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
43	指摘	食の安全・安心推進課	食育推進計画	<p>[食育推進計画の国への報告指標と県指標の不一致について]</p> <p>食育基本法上、食育は国、県、市町村その他が、それぞれの役割を果たしながら推進することが明記されているが、本県の食育推進を所管する食の安全・安心推進課は、国に対して県の食育活動に関する報告事務を行っている。食育推進計画の目標値の一例として、第2次青森県食育推進計画上の指標(以下「県第2次指標」という。)[食事バランスガイド等を参考に食生活を送る県民の割合]と第3次青森県食育推進計画上の指標(以下「県第3次指標」という。)[主食、主菜、副菜を基準に食事のバランスを考えた食事ができている県民の割合]とは一見すると似たような指標に見えるが、第3次指標の方がよりハードルが高い指標となっている。</p> <p>また、国の食育推進計画指標(以下「国指標」という。)[主食、主菜、副菜を3つそろえて食べるのが1日に2回以上あるのが、ほぼ毎日の人の割合]で、県第3次指標と比較して更に厳しい内容となっている。本県は、食事バランスガイド等を参考にすることについて、県第2次指標目標値の80%以上に対して、平成23年度実績値60.0%から平成27年度83.2%と、徐々に数値を上げ、既に数値目標を達成している。一方で、国に提出する成果報告書上では、従前より事実上、県第3次指標を採用しているが、平成24年度71.6%から平成27年度62.6%と低下しており、経年でみると悪化傾向にあり、必ずしも整合した結果とはなっていない。つまり、今までは、県内向けに対しては県第2次指標を報告し、国に対しては県第3次指標を報告したために、目標・結果・評価の数値データが一致せずに、非常に分かりにくい状態であったと言える。</p> <p>平成26年度成果報告書上では、成果報告書実績値63.1%に対して、県第2次指標目標値80%を引き合いにして「継続した働きかけが必要である」と表明している。また、平成27年度成果報告書上でも、「実績値62.6%に対して、平成27年度に県第2次指標目標値80%に到達することができなかった」との記載があり、二つの指標が同一であるかのような誤解を招く記載がされている。また、実際は平成26年度には県第2次指標実績値は83.2%であり、既に目標を達成しており、このような記載は不適当であったといえる。</p> <p>この成果報告書は、東北農政局消費・安全対策交付金第三者委員会の事後評価を受けて、東北農政局のホームページにおいて公表されるものであり、県の事業評価を基に報告すべきものである。監査人の考えでは、そもそも、国へ報告する成果指標と県の食育推進計画指標を一致させていけば良かったと思われるが、別々に設定した理由は、事務の引継ぎがなされておらず、今となっては不明である。県の事務の継続性は確保されなければならないと考えることから、食育の推進状況を把握するための数値指標は、明確に設定して継続適用すべきと考える。また、将来的には、県指標を厳しい基準の国指標に一致させれば、全国的な比較もある程度可能となり、より比較可能性の高い客観的な評価ができると思われる。</p>	<p>平成28年度以降、県が国に対し行う成果報告の際には、国から了承を得た上で、国の指標とは異なる県第3次食育推進計画の指標の数値を採用している。</p> <p>平成33年度スタート予定の次期食育推進計画策定の際には、県の指標を国の食育基本計画の指標と一致させることを検討する。</p>
45	意見	食の安全・安心推進課	食育推進計画	<p>[アンケートの収集方法について]</p> <p>指標の算定根拠となるアンケートは、消費者大会・健康祭り・産直フェアなどのイベントやWEB上で実施されている。回答者数は、国への成果報告書実績値で、平成26年度の回答者総数1,006人に対して平成27年度は331名に留まるなど、年度によってばらつきや開きがあり、必ずしも安定した対象母集団からのアンケート結果を導き出せているとは言えない。また、もともとイベントに参加して、アンケートに回答する、どちらかという食育等に関して意識の高い人に対するアンケート結果であり、数値が高く出やすい傾向を持つ収集方法となっている。市町村の実施するイベント等のアンケートについても可能な範囲で県と同一の質問項目を入れてもらい県のアンケート集計に含める、また県や市町村の主催する消費者講座や学校なども収集対象とするなど、県が施策立案のために有用な統計データとして利用可能なものとするために、アンケートの実施方法や市町村との協働による母集団の拡大について、更に改善が必要だと考える。</p>	<p>食育活動の成果の推移を検証するため、安定した対象母集団から指標を計測することが必要であるとの考えから、消費者大会やイベント等でのアンケートを継続して実施していくこととするが、より幅広い県民の意識を把握するため、併せてウェブアンケートを活用していくこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
47	不当事項	食の安全・安心推進課	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	<p>〔平川フェスタの国庫返還金について〕</p> <p>県は、あおもり食育活動支援事業費補助として、平川市に対し、地域における日本型食生活等の普及促進を目的として、食育総合展示会等(平川フェスタ)と食育推進協議会の開催事業費との総額1,588,976円に対して793,000円の補助を行っている(県は2分の1負担、市町村負担は795,976円)。この県の補助金の財源は、国の食の安全・消費者の信頼性確保対策推進交付金(以下「消費・安全対策交付金」という。)であり、総事業費の2分の1補助となっている。</p> <p>平成27年度において、平川フェスタ等の開催費用のうち、地産地消カレー調理賃金64,000円(@4,000×8人×2日)が、国(東北農政局)担当者の指摘を受け、補助対象経費と認められないこととなり、64,000円の2分の1の32,000円を国庫返還することになった。所謂ふるまい費用は補助対象経費にそぐわないとの国の判断による結論であった。ふるまい費用を国が負担することの適正妥当性という補助対象経費の内容面だけでなく、収支実績上も調理賃金等の支出は、カレーの販売額でほぼ賄われている実態があることから、過年度の支出についても国の補助対象経費として適当でなかったと考える。イベント開催費用等への補助対象経費については、当該事業に関する受益者負担金等の収入額がある場合があり、事業計画を策定する場合に、補助金交付先の事業計画について、県として、十分かつ慎重な検討が必要である。</p>	<p>過年度の支出についても、補助対象経費とならないことが確認されたため、平成23年度から26年度に交付を受けた交付金相当額78,000円を国に対し平成30年2月23日に返還した。</p> <p>今後は、事業主体から提出された計画書及び実績報告書の内容を精査し、疑義が生じた事項については、国へ確認するなどした上で補助対象に該当するか否かを判断し、事業主体に対し適切に指導を行うこととする。</p>
48	指摘	食の安全・安心推進課	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	<p>〔国への実績報告書の記載誤りについて〕</p> <p>平成27年度消費・安全対策交付金事業実績報告書において、記載誤りがあった。国は、各県の実績報告を基に、施策の実施状況を把握し、効果の検証を行っていると思われるので、県は、国への実績報告にあたり、市町村から正確な情報を入手し、適正な記載に留意する必要がある。</p>	<p>指摘の対象となった「地域食育ネットワーク協議会」の運営を含む食育関連事業は、平成28年度からは国の交付金(消費・安全対策交付金)の対象から外れたが、以後、国庫補助事業を実施する場合においては、市町村等事業実施主体からの聞き取り等により報告書の記載内容の事前確認を行い、誤記載を未然に防ぐこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
48	指摘	食の安全・安心推進課、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	<p>[地域食育ネットワーク協議会の開催状況及び令達予算について]</p> <p>地域食育ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)は、第2次青森県食育推進計画にも、青森県食育推進会議と並んで、各地域県民局での設置・開催が明記され、最低でも年1回の開催を予定して県の予算措置がされており、財源の2分の1は国からの補助が受けられる。</p> <p>しかし、監査の結果、協議会は、27年度において6県民局のうち3県民局でしか開催されていないことが明らかとなった。</p> <p>また、1つの地域県民局あたり、需用費4,000円、役務費4,000円の予算が本庁より令達されるが、開催していないのに返還していない県民局がある。</p> <p>そこで上記のうち、協議会を開催している上北地域県民局と、開催していない下北地域県民局の両方に監査人が往査し、開催状況や令達予算の執行状況等を中心に監査を実施した。</p> <p>(問題点①) 協議会開催の要件の曖昧さについて</p> <p>上北地域県民局と下北地域県民局は、状況として同様であると認められるため、一方が開催して、一方が開催していないという報告内容は明らかに整合性を欠いている。</p> <p>これは、報告先である食の安全・安心推進課が協議会開催の要件(必要性)を明確に示していないことが原因であると考えられる。また、開催実態に関する事実確認が不十分であり、地域県民局の報告内容をそのまま県の実績としていることが問題である。</p> <p>実態として、教育、医療、福祉等の団体、市町村教育委員会等の重要な参加者を欠いた「攻めの農林水産業」地方本部会議と併催という形式で、当協議会を開催したとする県の主張は、そのまま受け入れることはできない。</p> <p>食の安全・安心推進課は、事業計画と予算措置の上で協議会開催の開催要件を定め、適切な報告を受けるとともに、協議会開催の実態を把握することが必要である。</p> <p>(問題点②) 上北地域県民局における需用費の支出内容の目的適合性について</p> <p>上北地域県民局において、協議会の開催費用として令達された需用費4,000円を野菜の購入費用に充当しているのは、事業目的と明らかに合致せず、問題である。この野菜の購入費用は、他の事業で食育に関するイベントで試食の用に供するために支出されたものであり、目(食育推進費)という単位では共通するため、県の条例及び財務規則等にも抵触しないとの認識の甘さが担当者にあると思われる。</p> <p>予算の令達内容として、会議のための需用費であれば、通常は印刷代などが想定されるが、会議のために野菜を購入したことであれば、会計処理としては食糧費として計上する可能性も検討しなければならぬため、会計処理にあたっては事実確認をするべきであった。</p> <p>(問題点③) 上北地域県民局における役務費の返還について</p> <p>上北地域県民局において、27年度の令達された役務費4,000円は不用額として令達した本庁に資金が返還されている。26年度は4,000円を支出していることや、協議会の開催実績があること、他の地域県民局の同事業においても役務費は電話料金や郵便代等、一般に事業ごとに区分することが難しい支出に充当されていることを考えると、役務費が全くかからなかったとして全額返還することについては違和感がある。実際、当事業の実施方法を起案書等において確認したが、電話料金や郵便代をかけなければ実施することは困難であると考えられる。また、この事業は、その支出の半分を国が補助する事業であり、実施状況の如何に関わらずに全額不用額とするのは、県の財政上不利であったことは否めない。なお、担当者へのヒアリングによると、特別な理由があって役務費のみ全額返還したということではないようである。全体予算の中での令達予算の返還であるならば、それは実際に事業が行われなかった事業において、返還が行われるべきであった。</p> <p>(問題点④) 令達額の十分性について</p> <p>現状の需用費4,000円、役務費4,000円という令達額は少額であり、協議会を単独開催して各委員が十分な議論を行うには非常に厳しい令達予算額であると言える。</p> <p>食育推進を目的とした推進体制に組み込まれている協議会開催の重要性を踏まえ、令達額の増額や、参加者が参加しやすいような方法(参加者が重複する他の会議と同日同会場で実施する)を検討する必要がある。</p> <p>(問題点⑤) 国への実績報告の不正確性について</p> <p>協議会の開催状況及び支出の実績について、食の安全・安心推進課から国に対し報告をしているが、その内容を上記2地域県民局に絞って抜粋すると、「協議会1回開催、需用費8,000円、役務費4,000円」という内容になっている。</p> <p>これは、問題点①で指摘した協議会の開催状況や、問題点②③で指摘した経費支出の実績報告として、真実を示しておらず、実績報告の真実性とは言えない点で、ミスリードを誘発する内容となっている。</p> <p>食の安全・安心推進課においては、そもそも協議会の開催状況や経費の支出状況を確認していない不適切な状況を改善し、地域県民局からの報告体制を整備して、国への実績報告を正確に行う必要がある。</p>	<p>地域ネットワーク協議会の設置・開催については、食育推進計画に明記されていることから、改めて設置要領等を確認し、県民局主体で協議会を運営するよう指導した。</p> <p>支出内容の適合性については、会計処理の際に当該事業経費による支出が妥当であるか確認するよう指導した。</p> <p>令達額については、協議会を運営するのに十分な額でなかったと考えられることから、平成29年度は経費を増額して各県民局に令達した。</p> <p>国への実績報告にあたっては、各地域県民局の実施状況等を担当者に聞き取りするなど報告前に再度記載内容の確認を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
50	指摘	食の安全・安心推進課	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	<p>[県内で食育に取り組む団体・市町村への支援について]</p> <p>「あおもり食育活動支援事業費補助」において、県は五所川原市に対し、334千円の補助を行っている。この事業において、県は交付要綱に基づき五所川原市より、実績報告書を入手している。</p> <p>当該実績報告書から監査人が作成した経費積算内訳によると、五所川原市の文房具代は予算160千円に対して実績401千円と著しい乖離が見られた。事業全体の予算に対して実績額が満たない状況が見込まれたので、当事業と関連性が低いあるいは他の事業と共通して費消される文具の購入に充てて、その半分の補助を受けたというようにも見受けられた。県担当者は、領収書等の証憑を入手し、支出内容の正当性を確認しているが、県担当者の回答によると、事務用品は食育と無関係である証拠もないため、審査事務において決裁しないことは難しいという程度の甘い審査を行っている。しかし、当事業は国庫事業である。県は市町村の支出の適正性を監督する機能を国から求められており、このような甘い認識で審査事務を行うことは、補助金の返還リスクを高めることになる。</p> <p>実績報告書の内容を精査し、異常点が確認されたら適宜交付先市町村に、内容の妥当性と支出理由の確認を行うことは、協働して食育を推進する市町村への牽制体制の確保の意味でも必要であると考える。</p>	<p>「あおもり食育活動支援事業費補助」は平成27年度で終了し、以後、現在まで同種の補助事業はなかったが、今後、同様の補助事業を実施する場合において、実施計画と実施内容に大きな乖離がある場合は、適宜、交付先に内容を確認してその正当性を判断し、必要に応じて是正を指導することとした。</p>
51	意見	食の安全・安心推進課	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	<p>[食事バランスガイド普及推進事業の実施状況について]</p> <p>県は、食事バランスガイド普及推進事業において、「あおもり食育活動支援事業費」の補助を実施しているが、当初予算5,200千円に対し、実績1,790千円と予算の執行率が相当低い状況である。食事バランスガイドとは、「食生活指針」(国の定めた基本的な指針)を具体的な行動に移すためのものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が策定したものである。当事業費の財源は、事業費の2分の1を事業実施主体(市町村及び団体)が負担し、国が2分の1補助のため県の負担はない。</p> <p>監査人が入手した資料によれば、地域別の食事バランスガイドの認知度は、低い状況にある。それに加えて、以下(事例①)のように、事業目標と事業内容の整合性が強く疑われるケースもある。</p> <p>(事例①:青森県青果卸売市場協会) 事業目標:食事バランスガイドの普及 事業内容:収穫体験、食事バランスガイドの配布と説明、アンケート</p> <p>当事業は、事業内容の収穫体験と、食事バランスガイドの普及という事業目標は整合性が不十分であると考え、収穫体験を行うことに併せて食事バランスガイドの配布と説明及びアンケートを実施することで、辛うじて国の定める実施要項に適合した事業と判断された事例である。</p> <p>以上のことから、財源がすべて国の負担で、県の財政負担が生じないことをもって、県の担当者による厳格な補助金の交付審査がなされておらず、形式的事務に陥っている状況であると推察される。</p> <p>予算策定における見積り方法、事業実施団体の募集件数、事業の実施内容の目的適合性について、前年予算の盲目的踏襲や、数件の事業実績確保を目的としているかのような消極的な募集方法を改め、食育の啓発に繋がる中身の濃い事業の企画を求め、事業の運営と審査を行う必要がある。</p>	<p>「あおもり食育活動支援事業費補助」を含む食育事業は、平成28年度からは国の交付金(消費・安全対策交付金)の対象から外れており、当該補助も平成27年度で終了した。</p> <p>今後、同様の補助事業を実施する際には、事業内容の目的適合性や事業計画から乖離した部分の正当性に疑義がある場合には、適宜、交付先に確認して対応を検討し、是正指導等の必要な措置をとることとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
55	指摘	食の安全・安心推進課	あおもり食育サポーター活動推進事業	<p>〔経費精算書に添付される領収書の確認事務について〕</p> <p>業務委託契約書第10条によれば、委託先は委託業務が完了したときは、委託業務実績報告書及び経費精算書を作成し、委託業務完了後15日以内に県に提出しなければならない、業務委託仕様書によれば、委託業務に係る領収書等の写しを添付することとされている。</p> <p>平成27年度の委託業務に係る領収書等の写しを閲覧したところ、領収書日付が平成26年10月29日と記載されているものが1件発見された。当該領収書に係る納品書を確認したところ、平成27年9月3日に納品されたものであることが確認され、平成27年度の当該委託業務の対象経費であった。しかし、このような領収書日付の誤りは、添付資料として不当な内容であるため補助対象経費としては疑義が生じるものである。県の経費精算書の審査事務の際に発見し、内容を委託先に確認の上で領収書の差替えがされるべきものである。このような確認事務誤りは、委託業務に関連しない支出が対象経費として計上される要因にもなり得るため、金額のみではなく、領収書の年月日も漏れなく確認し、誤りが認められたら委託先にその旨を再確認し、差替えを依頼する等、適切な審査事務処理を遂行しなければならない。</p>	<p>指摘のあった領収書については、委託先から日付の記載誤りであったということを確認し、直ちに修正を行った。</p> <p>また、平成28年度の業務委託においては、領収書の年月日も漏れなく確認することとし、適切な審査事務処理を行った。</p>
55	指摘	食の安全・安心推進課	あおもり食育サポーター活動推進事業	<p>〔委託事業の実績見込の確認不足について〕</p> <p>青森田中学園の委託事業について、当初契約金額6,008千円であったが、実績額は4,544千円に留まったことから、国の消費・安全対策交付金対象事業(国2分の1負担)として、差額の1,464千円の2分の1の732千円(食の安全・安心推進課総額では795千円)を国庫返還することになった。しかしながら、この返還事務は、2月補正予算時に、委託事業の実績見込みを正確に把握できていなかったことに起因するものである。国の消費・安全対策交付金において、「あおもり食命人自立活動支援事業」は、当初予算上は県単事業であったが、東北農政局との協議により国庫補助対象経費の要件を充足することが確認された。しかしながら、全額を国庫充当できなかったため、予算上、当事業の委託料2,991千円のうち一部の590千円だけを補助対象経費としていた。2月補正予算時に、あおもり食命人自立活動支援事業について、青森田中学園の減額分を国庫補助対象経費として申請及び充当処理をしていれば、結果的に、国庫返還する必要がなかったと解される。結論として、本来受け取ることできた国庫交付金を、実績等確認事務上の不備で受け取ることができなかったと判断された。また、青森田中学園については2ヶ月に一度は口頭で実績確認しており、2月時には事業実施状況の確認をとっていたとのことであるが、その確認が不十分であったと言える。</p> <p>委託先にも国庫事業であることを自覚させ、県に対して迅速に正確な報告をしてもらう必要があるのに加え、県としても各食育事業の進捗状況や実績金額見込の再確認を徹底するべきである。</p>	<p>平成28年度の青森田中学園への委託事業においては、委託先にも国庫事業であることを十分説明し、進捗状況を随時報告させるとともに、当該報告内容を十分に精査・分析し、実績見込金額の把握について徹底した。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
56	意見	食の安全・安心推進課	あおもり食育サポーター活動推進事業	<p>[あおもり食育サポーターの活動状況について]</p> <p>平成27年度に実施された173回の食育活動のうち、実際に食育サポーターが担当した活動回数は22回、活動した食育サポーターは15人(平成27年度末時点の食育サポーターは324人)であった。食育コンシェルジュの業務は食育活動受入先での食育サポーターの選定・調整、食育サポーターに対する情報提供や指導内容・方法等に関する助言・指導等、といった食育サポーターの食育活動を推進することであるのに対して、実際には食育サポーターが担うべき食育活動そのものを食育コンシェルジュが行っている状況であり、食育サポーターの活動推進という本来の役割を果たせていたかは疑問が残るところである。また、「あおもり食育サポーターによる年間活動回数」が成果指標となっているが、確かに食育活動は活発に行われているものの、あおもり食育サポーターによる年間活動回数そのものは173回ではなく22回であり、目標は達成されていないものと言える。</p> <p>食育サポーターの食育活動は無償のボランティアである。一方で、食育コンシェルジュが、食育サポーターが担うべき食育活動のかかなりの部分を行っているということは、食育コンシェルジュが行った食育活動に対して委託料という形で公費が支払われている部分が少なからずあるとも言え、現状としては本来想定していた食育サポーター、食育コンシェルジュそれぞれの役割が果たされているとは言い難い。以上の現状を踏まえると、今後食育活動を更に推進する上で、食育サポーター、食育コンシェルジュのあり方を、制度設計も含めて大きく見直す必要があると考える。</p>	<p>平成28年度からの委託事業では、食育コンシェルジュが行った食育活動については委託費用に含めず、食育サポーターの食育活動及びサポーターの指導のために食育コンシェルジュが同行した場合のみが対象となるよう仕様書を変更した。</p> <p>なお、第3次青森県食育推進計画の成果指標は、「あおもり食育サポーター等による年間活動回数」と変更しており、あおもり食育サポーターのほか、食育コンシェルジュやあおもり食命人等の食育活動を行う食育推進リーダーが、それぞれの役割を果たしながら、本県の食育推進に向けた啓発活動に取り組むこととしている。</p>
56	意見	食の安全・安心推進課	あおもり食育サポーター活動推進事業	<p>[委託先において3月に発注された需用費について]</p> <p>平成28年3月に、委託先が(株)Kから需用費としてロール紙、コピー用紙、消耗部品等を購入していた。3月は年度末であるため、購入目的を所管課の担当者に確認したところ、購入目的を把握できていなかった。そこで所管課を通じて委託先に購入目的を確認した。</p> <p>法令上、学校法人の決算期は3月に定められており、年度末にまとまった需用費等の支出がある場合は、委託先の予算消化目的での購入が疑われるところである。委託先とは単年度契約であり、翌年度の契約が約束されている訳ではないという原点に立ち返り、経費精算書の審査の際に、経費精算書と領収書の確認だけでなく、当該事業費としての相当性、対象経費に該当するか否かの視点から、委託先に購入目的を確認すべきである。</p>	<p>平成28年度からの後継事業「地域に根差した食育活動推進事業」における業務委託については、委託先の支出する事業費について購入目的等の報告を求め、食育サポーターへの情報チラシの印刷やPRポスターの印刷など、当該事業の経費に充当することが妥当なもののみを対象とした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
57	意見	食の安全・安心推進課	あおもり食育サポーター活動推進事業	<p>[普通旅費の令達について]</p> <p>下北地域県民局地域農林水産部に令達された、普通旅費800円のうち400円(200円×2回)は、地域県民局の職員が青森県食育推進会議に出席した際の旅行雑費として支出されている。</p> <p>青森県食育推進会議の開催は、次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業(以下「甲事業」という。)で予算化されており、あおもり食育サポーター活動推進事業(以下「乙事業」という。)の予算で、当会議への出席に伴う旅行雑費を支出するのは、事業別事業費管理の適正化の観点から不適切であると考えます。</p> <p>地域県民局担当者によると、甲事業で旅費が令達されないで、広い意味で食育活動であることに違いがないとの認識で、乙事業の旅費として支出したものであり、甲事業で旅費が令達されれば、当然乙事業の旅費として支出したであろうとのことである。</p> <p>事業別の予算策定及び決算の重要性を強く意識し、異なる事業間での支出の混同がないよう改善すべきである。</p>	<p>予算計上の段階において、事業内容を精査するとともに、決算の段階においても実績を精査することとした。</p> <p>また、予算執行に当たって、当初予算に過不足が生ずることとなった場合は、予算の補正を行うことで適正な予算執行を行うこととした。</p>
59	指摘	食の安全・安心推進課	野菜で健康大作戦事業	<p>[レシピブック作成に係る委託契約の不適切性について]</p> <p>県は平成26年度、平成27年度の連年において、野菜で健康大作戦事業の県民への周知と啓発を目的として、レシピブックを計4巻作成した。結果的に4巻すべてが県内の印刷業者A社と委託契約が結ばれており、これらの契約にかかる資料を閲覧し、担当者にはアヒンクしたところ、以下の4つの問題点が発見された。</p> <p>問題点① 第2巻を単独随意契約にて発注したことの妥当性について</p> <p>随意契約におけるコストの積算が不適切であったため、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとは言いがたい状況であり、原則どおり2者以上から見積書を聴取し、最も定額かつ予定価格以内の業者を選定すべきであった。</p> <p>今後、契約を締結する際には、原則的手続きを前提に事務を行うこと、随意契約になる場合であっても可能な限り個別取引の実態と詳細を把握し、著しく有利となるかどうかについて75%ルールを形式基準としながらも、実質基準を設定して、経済的に精緻で、かつ第三者に対して説明可能な合理的判断を行うことが必要である。</p> <p>問題点② 第1巻の予定価格の妥当性について</p> <p>積算コスト細目の「UV加工200,000円」は、インクを早く乾かすために紫外線を照射するもので、完成品の品質には重要な影響は与えないものであり、具体的な納期の短縮効果はおおよそ2～3日短縮に留まる。県の自助努力で回避可能な機会コストを予定価格の積算上の固定項目として計上することは、取引の経済性を歪めることに繋がり、不適切な事務である。緊急性に対する対処は、別の判断基準があるべきであって、今後、基本的な予定価格の積算にあたっては、目的に対して不要な項目を含めることなく、最も経済合理的な価格積算を意識することが必要である。</p> <p>問題点③ 第3巻における見積もり合わせ参加業者選定について</p> <p>第3巻における県の契約手続きは、ルール上の瑕疵や違反はないとは言え、経済的合理性が欠如していると考えます。実際に、9者が見積もり合わせに参加した第1巻が最低の契約単価になっている事実を鑑みると、県は、もっと積極的に参加業者を増やす努力を行うべきであったと考えます。問題は、会計管理課の契約事務情報(9者による見積もり合わせ)が、食の安全・安心推進課において共有できていないことである。ここには、県内部の組織間の情報共有と連携体制の点で、改善の余地が認められた。当事案のように、連続性のある印刷物の契約事務であって、積み上がった見積もり額の情報に相当の経済的合理性が認められ、かつ、対応可能業者の代替性や競争性が認められる場合には、競争環境の拡大のための追加コストもかからない前提において、経済性をより重視して、参加業者の数を更に増やすべきと考えます。</p> <p>問題点④ 第4巻を単独随意契約にて発注したことの妥当性について</p> <p>当事案において最大の監査上の問題は、第2巻のA社との単独随意契約にて、結果的に有利な契約が結ばなかった事実があるにも関わらず、第4巻の契約において何ら対応、是正されることなく同様の単独随意契約が繰り返された点である。連年契約による継続的な取引は、ただでさえ当事者間の経済的合理性の意識を弛緩させ、不正行為の温床になり易いことは、一般論として言われている。そのような不正防止機能の一つとして、PDCA事務を有効に機能するべきである。</p> <p>県のマネジメント・サイクルに従った事務として、契約担当者が経済感覚を持った経済合理的な判断ができる環境と事務体制の整備、その判断に対する深度ある上席者のチェック体制、適時適切な是正措置を講ずることができる環境整備等、内部統制の適正な運用とPDCA事務の徹底が必要である。</p>	<p>今後、同種のリーフレットの発注を連続して行う場合には、財務規則の遵守のほか、複数業者から見積を徴取するとともに、会計管理課の契約事務情報を得て過去の見積依頼業者の見積額を比較し、経済的に優れている業者を選定することで、最も有利な契約が可能となるよう対応していく。</p> <p>また、予定価格の算定において、自助努力により回避可能なコストがかからないよう、コスト意識を持った事務の執行を行っていく。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
66	指摘	食の安全・安心推進課	野菜で健康大作戦事業	<p>[青森県農薬危害防止チラシの実績報告の不整合について]</p> <p>青森県農薬危害防止チラシの作成(10,000部、平成27年6月15日支払21,600円)について、「野菜で健康大作戦事業費」の需用費で支出処理しているが、正しくは「あおり植物防疫推進事業費」で支出処理すべきものであった。国の消費・安全対策交付金実績報告上では、事業内容を「農薬の適正使用等の総合的な推進」の事業メニュー『啓発資料の作成(10,000部)』として報告している一方、県の事業費ベースでは「野菜で健康大作戦事業費」に集計されているため、実績報告上では「地域における日本型食生活等の普及促進」の事業メニュー『食育推進リーダーの育成及び活動の促進』に事業費が集計され、事業内容と事業費の記載が不整合な実績報告になっている。「食の安全・安心推進費」という目のレベルでは同じであるが、事業的には「植物防疫対策費」という別事業である。2月予算補正時に対応できた予算流用であり、適正な事業区分に会計処理すべきであった。</p>	平成27年度はチラシが食育にも関連があるとの認識で、「野菜で健康大作戦事業費」で支出したものであるが、平成28年度は、事業内容と事業費が不整合とならないよう適正な事業区分で会計処理を行った。
66	意見	食の安全・安心推進課	野菜で健康大作戦事業	<p>[事業の評価について]</p> <p>平成27年度は協力店研修会において、参加者からアンケートを取っている。そのアンケートの中で、前年度から継続して協力店として参加している店について、社内での変化、お客様の変化を聞いている項目があったが、県はその集計作業を行っていない。短期間では事業効果の表れにくいと思われる食育の研修においては、アンケートをとってその分析をしないと事業効果が把握できないため、可能な限り情報収集を行うべきである。また、このような事業実施の前後の変化に関するアンケートは、協力店全店に対して実施し、その変化を分析し、効果を評価すべきである。また、アンケートに「野菜の販売量は増えたか」という直接的な質問項目を入れて、協力店の販売状況を聞くことが、野菜の消費量に直結するデータの一つとして有用な情報になると思われる。</p>	協力店へのアンケートを実施し、事業効果の検証を行う。
66	意見	食の安全・安心推進課	野菜で健康大作戦事業	<p>[協力店の研修会への参加率の低さについて]</p> <p>当事業への協力店に対する研修会への参加率が非常に低いことがわかった。平成26年度は、51社の協力事業者に対して、23社、45%の出席率であったし、平成27年度は、54社の協力事業者に対して、17社、31%の出席率に低下してしまっている。現状では、協力店は、特別な負担や制約がない形で、のぼりやパンフレット等を県から無償提供され、商売に活かすことができている。そのことで県民の野菜摂取に対する意識を高める手段になっていることを期待している訳であるが、県費が投入されていることを考えれば、協力店の間の公平性が確保される必要があるのではないだろうか。本事業のように、効果の発現が短期的に見込めるとは限らない活動は、協力店を増やすことによって発信力を強化し、広く県民へ周知する活動を継続しなければならないと考えるが、そのためには、事業の趣旨や効果を協力店の間で共有しながら拡大していくことが重要であるはずである。県としては、出席できなかった協力店に対しては、研修内容の資料を送付する、研修の開催日時を工夫する、ネット配信による研修の提供など、協力店が研修を受けやすい環境整備を図るなどの対応も検討した方が望ましいと考える。</p>	平成29年度以降、協力店研修会の実施に当たっては、協力店からのヒアリングを実施し、協力店のニーズが高いテーマを内容とするとともに、関係者が参加しやすい開催日時の設定等により、協力店が研修を受けやすい環境設定に努め、参加店舗数の上積みを図った。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
69	意見	食の安全・安心推進課	あおもり食命人自立活動支援事業	<p>[食命人が営む飲食店のインターネットでの検索可能性について]</p> <p>青森県の食命人のホームページは随時更新されてしまうため、年に1回アップされた「あおもり食命人マップ」のPDFファイルがページの下へと位置づけられてしまい、辿り着くのが困難な状況にあった。</p> <p>県として、今後、インターネットから食命人のいる店へと簡単にアクセスできるようにホームページを改良することで、食命人の認知度拡大および食育の推進、あるいは食育にあまり関心がない人の取り込みを図るべきである。具体的には、食命人のホームページのトップ部分に食命人のいる店の一覧を表示すること、同時に現在の「あおもり食命人マップ」の地図は簡易形式なものであるため、インターネットの地図サイトへリンクを張ること等が考えられる。</p>	あおもり食命人事業の事務局については、平成29年3月、県から食命人が自主活動を行うために立ち上げた任意団体「あおもり食命人ネットワーク」へと移管し、ホームページ更新等の情報発信業務についても、県からネットワークに移行した。
70	意見	食の安全・安心推進課	あおもり食命人自立活動支援事業	<p>[事業実施に関する記録保存方法について]</p> <p>(1)「食フェア」に関する情報の記録</p> <p>現状、食命人と県との間で口頭伝達による情報交換はあるものの、文書等は特段なく、実際の食フェアの開催効果、来場者の反響が不透明な状況にあるとわかった。今後、お客様からアンケートを取ること、食命人に食フェアに係るアンケートに回答してもらうこと、県の担当者が食命人から聞いた話を文書化・議事録化する等の情報の記録と保存を行うべきである。そして、その情報は食命人ネットワーク移行後に食フェアをどのように実施していくか指針となる重要な情報となり得るため、将来に亘り有効活用することが期待できる。</p> <p>(2)食命人の組織化、自立化への支援に関する情報の記録</p> <p>平成27年度は、県担当者と食命人による検討ミーティングを複数回実施し、食命人で組織された「あおもり食命人ネットワーク」を設立することができたが、そのミーティングや打合せ内容の議事録が作成されていない。</p> <p>今後、県から離れた任意の団体として展開していくことが期待される食命人のネットワークについて、食命人からのアンケートや意見等の事業を実施した記録は、集計結果としてまとめ、打合せの内容は議事録等に残し、食命人ネットワークの今後の自立化に向けての検討の経緯等の記録を残しておくべきである。</p>	あおもり食命人事業は平成28年度で県としての事業は終了し、平成29年度からは「あおもり食命人ネットワーク」として独立運営しており、「食フェア」はあおもり食命人ネットワークが自主的に行うこととなった。ネットワークがアンケート等を実施し、その情報を自らが活用する。また、ネットワークの組織化、自立化に係る経緯について、平成28年度分については県が記録しているが、以後の記録については、ネットワーク自らが行う。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
71	意見	食の安全・安心推進課	あおもり食命人自立活動支援事業	<p>[食命人に対するサポート事業について]</p> <p>平成28年度の当事業には、食命人の育成研修が事業メニューに含まれていないので、制度上、新規の登録者が増えることはない。平成27年度から平成28年度の登録更新の際、25人(14%)が登録抹消しており、本事業が平成28年度までの期間限定事業であることから考えても、このままだと、平成25年度の育成事業から始まって折角芽が出てきた食命人事業が、尻すぼみになっていく可能性が高いと考えられる。</p> <p>食命人の登録更新においては、この1年間でやってきたこと、及び今後の取組みを県に報告する義務があるが、一度食命人に登録した者が、なぜ登録更新をしないのかについて、原因を把握分析して改善策を講じる等、食命人の登録人数の減少に歯止めをかけるよう、県としても努力する必要があると考える。</p> <p>また、確かに育成研修にはコストもかかるが、今後の食命人登録希望者については、受益者負担として育成研修の受講料を徴収し、コストの一部を負担してもらった上で、継続する方法も検討しては如何であろうか。食育基本法の理念に立ち返れば、県民全体の食に対する意識の向上が最大の目的であって、厳しい財政運営の中、3年間で3千万円もの巨費を投じた重点事業である。それならば、食命人ネットワーク立ち上げ後においても、県は食育施策の先導者として食命人事業の行く先を知るべき立場にあるはずである。食命人というイメージやブランド力の浸透と定着には一定の時間がかかることを踏まえれば、食命人の量的質的な確保による県民への啓発、潜在的希望者の取り込み施策、受益者負担による受講料徴収の検討、県のコスト削減、事業効果の把握方法といった、多くの課題を解決する必要がある。県としては時限的な事業であっても、投入した県費が将来に亘って県民福祉に効果をもたらすことを最大の目的とすれば、食命人ネットワークに対するサポートの継続問題を真剣に考えるべきである。監査人の考えとしては、ここまで立ち上げに尽力し、全国的な表彰を受けた庁内ベンチャー事業であること、食を最重要テーマとして県の基本計画に盛り込んでいることから、食命人の活動を通じた社会への食育の普及啓発効果を期待したいと考える。</p>	<p>「あおもり食命人自立活動支援事業」は平成28年度で終了したが、以後は任意団体「あおもり食命人ネットワーク」が食命人による食育の啓発活動を推進している。</p> <p>県としては、引き続き食命人が食育活動の中心的な担い手であるとの考えから、食命人ネットワーク役員会への参加による助言や、食育業務の委託等を通じてネットワークとの連携を強化しながら、食育の普及啓発に取り組んでいくこととした。</p>
73	指摘	食の安全・安心推進課	食の信頼確保推進事業	<p>[「青森県食の安全・安心対策本部」の議事録添付漏れについて]</p> <p>平成28年9月26日の監査時点において、平成27年7月30日に開催された平成27年度「青森県食の安全・安心対策本部会議」の議事録が青森県のサイトに添付されていなかった。今後は、担当者の事務の適正化を図り、県民への情報提供として大切な議事録等の適時・適切な公開が必要である。</p>	<p>平成29年2月28日に県ホームページに当該議事録を掲載した。</p> <p>以後、議事録整理後、速やかにホームページに掲載し情報提供を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
76	不当事項	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[A法人への補助金について]</p> <p>○人件費補助と実績の概要 県受入協議会が交付するA法人への補助金は、交付要綱上、人件費を補助対象経費として認めている。</p> <p>実績報告によると時間外勤務時間は計画330時間に対して実績375時間となっており、計画額517,353円に対して実績額586,125円と大幅な予算超過となった。この人件費の増加の他、活動経費の増加があったことから、総事業費は計画額1,794,600円に対して、実績額が1,921,696円となり、交付決定補助金額897,000円に63,000円が追加交付された結果、最終的な補助金額は960,000円となった。</p> <p>県は、補助団体の実施する補助事業の確認業務及び補助団体に対する適正な業務や事務を指導すべき立場にあるが、それが以下に示すように不十分な状況が発見されたことから、事務の改善を徹底する必要がある。</p> <p>○業務日誌等の記載内容が不十分であること A法人の出勤簿には、残業時間及び「打ち合わせ」、「商談」などと書いてあるものの、相手名・内容などの記載は一切なく、補助の基礎となる情報が不足しており、実際に業務に従事したことを証する体裁をなしていない。また、出勤簿には総務担当の確認印と代表理事の決裁印が押印されているものの、記載誤りを監査人が指摘すると、それに対するA法人側の回答も、表中の通り二転三転したため、監査人にとって出勤簿の信憑性そのものが非常に疑われる結果となった。このような状況にある会計帳簿等では、県または県受入協議会が行っている検査確認事務の実効性についても、全く機能していないと判断され、極めて憂慮すべき事態である。当事案を猛省し、県の強力な指導によって、交付先の会計帳簿等の記載内容と保存方法を改善すべきである。</p> <p>○上限金額なき人件費補助金が県のコスト増に陥っていること 団体の自主自立の活動を促すために補助金額を抑制し、限られた予算内で有効かつ効率的な業務を実施してもらうためには、補助対象とする時間外勤務手当時間や金額に上限を設定したり、業務日誌にも面談相手の名刺を添付してもらうなど、費用対効果と検証可能性を十分考慮した人件費補助金のあり方に改善すべきである。</p> <p>○法令違反の時間外労働で事業実施していること A法人では、労働基準法上の労使協定（いわゆる三六協定）の締結を行っておらず、また、労働基準監督署への届出も行っておらず、補助事業が労働基準法に違反した時間外労働によって実施されていることもわかった。法令上、時間外労働は三六協定の提出によって行うことが認められるものであって、週40時間、一日8時間労働が上限時間であるため、法令上認められない労働である。このような法令に違反する補助事業主体における労働現場の状況は、一刻も早く解消させる必要がある。</p>	<p>平成29年2月17日に、補助金の交付先に対し、会計帳簿や業務時間・内容等を記載した業務日報等の書類の作成方法を指導するとともに、実績報告書にそれら証拠書類を添付させることにより内容をチェックした。</p> <p>また、人件費補助のあり方については、補助金が過大になっていないか、費用対効果が十分見込めるかなどチェックするとともに、当該補助事業が国補助事業であることから、事業内容について問題がないか国にしっかりと確認しながら対応することとした。</p> <p>さらに、補助金の交付先に対し、時間外労働させる場合は、労働基準法上の労使協定（三六協定）を締結し、労働基準監督署に提出するよう平成29年2月17日に指導し、改善された。</p> <p>なお、当該事業は平成28年度で終了したが、今後の類似の事業を実施する場合においても、これらの改善案を徹底することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
79	不当事項	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[Cツーリズムへの補助金について]</p> <p>県受入協議会は、Cツーリズムが行う受入団体の情報収集及び発信や重点地区におけるプロモーション活動等に対して240千円の補助を行っている。具体的な取組内容は、津軽地域を中心としたグリーン・ツーリズムの推進に向け、旅行エージェント訪問などによるプロモーション活動をT合同会社(以下「T社」という。)へ委託するものである。CツーリズムからT社への委託金額は480千円であり、480千円の2分の1を受入協議会グリーン・ツーリズム補助金240千円で賄っている。</p> <p>○真実ではない領収書の添付と経理の透明性確保</p> <p>T社は、受入協議会グリーン・ツーリズム補助金実績報告として、県受入協議会に対して480千円の領収書1枚(平成28年3月15日付)を提出していたが、帳簿上にはそのような支出はなく、実際は5枚分の領収証496,800円を纏めたものを「県受入協議会提出用」として再発行していた。金額も日付も全く異なっており、不真正で事実に基づかない領収書を受入協議会に提出していたと断定される。Cツーリズムの帳簿書類を確認したところ、事業別に帳簿が複数あり、帳簿上の費用計上の記帳は認められるが、決算書に反映されていない費用支出などがあり、決算書が不正確で、経理事務等が未熟または不適正な状況が窺えた。直接の国庫事業ではなくとも、国庫補助を受ける団体の経理事務の透明性が確保されなければ、補助金の返還リスクは高まると考えるため、県受入協議会としては、補助金を交付する立場から、補助先として適正な経理事務を指導する必要がある。</p> <p>○管理費と活動費の区分</p> <p>領収書の不真正性が判明したことにより、事業費実績496千円のうち、旅費などの活動費は237千円であり、半分以上の259千円は事務局運営費である事業実態が明確化された。当初事業計画では、管理費として100千円を予定していたが、実際は倍額以上が管理費であり、委託先にとって甘い積算内容であったといえる。今後は積算内容を見直し、活動回数を増やす、また管理費を実際の活動費の何%と明記する委託内容にすることも可能である。Cツーリズムから実績報告された津軽地域誘客活動等報告は内容が希薄なものであり、事業効果が有効だったのかどうか書面上は全く読み取ることができない。県の補助金が、再委託先による事業実態次第で、有効性が判断されることを考えると、詳細かつ誠実な記載が求められよう。県受入協議会として、プロモーション活動の情報や成果を客観的に共有できる活動報告を作成依頼すべきである。</p>	<p>平成29年2月17日に、県の補助金が有効に活用されるよう、交付先に対し事業の主旨を丁寧に説明するとともに、領収書は事実に基づき作成することなど、適正な経理事務を指導した。</p> <p>また、平成29年3月8日に、補助金の報告書作成に当たっては、成果や活動内容が分かるよう具体的に記載するとともに、活動内容が分かる資料を添付するよう指導し、改善させた。</p> <p>なお、当該事業は平成28年度で終了したが、今後の類似の事業を実施する場合においても、これらの改善案を徹底することとした。</p>
80	指摘	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[B協議会への補助金について]</p> <p>県受入協議会は、B協議会の行う受入団体の情報収集及び発信や重点地区におけるプロモーション活動等に対して240千円の補助を行っており、総事業費480,217円のうち337,000円が通訳・翻訳報酬である。この領収書を確認したところ、個人に対する日本での通訳・翻訳報酬については、所得税法204条の定めに従い、支払金額を問わず源泉所得税の徴収が必要であるが、B協議会は源泉所得税を徴収していないことがわかった。このような交付先団体の法令違反事務は、県の検査確認事務において発見すべきものである。具体的には、領収書のチェック時に、源泉所得税納付書がないことを確認したら指摘しなければならない。今後、県はB協議会に事務の適正化を指導する必要がある。</p>	<p>補助金交付先に対し、個人に対する日本での通訳や翻訳の報酬を支払う場合は、源泉徴収するよう指導した。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
80	指摘	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[共生対流交付金申請書の誤った記載について]</p> <p>国の共生対流交付金申請書の添付書類である「資産及び負債に関する事項が分かる書類」として、平成27年4月1日現在の県受入協議会の資産及び負債をゼロで記載し報告していたが、記載内容に明確な誤りがある。正しくは、前掲の収支決算書上、資産(繰越金)343,115円を有しており、県が国に対して行った報告内容は誤っていた。このような記載をすることについて考えが及ばなかったとの釈明であったが、基本的初歩的な記載誤りであり、県において再発防止を図るべきである。</p>	補助金業務担当者を対象とした補助金事務に関する研修により補助金業務の基礎知識の習得を図った。
81	指摘	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[職専免手続の遅延について]</p> <p>平成27年4月30日の県受入協議会規約改正により事務局を学校法人青森田中学園青森中央学院大学から構造政策課内に移し、また、事務局長には学校法人青森田中学園青森中央学院大学国際交流課長から構造政策課農村活性化グループマネージャーを充てることになった。しかしながら、県庁内のルールである職専免手続を失念し行わないまま、県受入協議会の事務局長事務が行われていた。このことは、県庁人事課からの指摘により発覚し、職専免手続は平成27年7月1日届出、7月7日決裁と大幅に遅延しており、この間に行われた業務については、問題が生じることになる。職専免手続は、遅滞なく所属長を経て任免権者の承認を受けることになっている(職務に専念する義務の特例第3条)が、これが遵守されていなかったものである。事務局業務は団体の出納事務を行うことも含んでおり、内部統制上の問題もあることから、組織変更等があり、職専免の手続が必要な場合には、速やかに対処する必要がある。</p>	職員が協議会等の組織変更により事務を担当する可能性が出た場合は、事前に総務業務を担う指導調整グループに相談し、指導調整グループマネージャーが、職専免など内部事務手続を指示するとともに、手続きが適正に実施されているかチェックすることとした。
81	意見	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[県受入協議会の自立化について]</p> <p>県に事務局を置くことで、人件費や賃料の事務局費用を削減できている実態について、県事業との密接性や公益性が認められるとはいえ、長期化は避けるべきと考える。現状において、この事務局コストは県がすべて負担しているが、数多くの指摘事項が発見された事実を勘案すると、補助金を交付する立場の県と、補助金を受取って事業主体に交付する事務を担っているのも県職員という、事業費の出し手と受け手が同一であることから生じた緊張感の欠如による事務誤りと考えることもできる。事務処理について、独立性が確保されるべきである。また、職専免手続きの必要性、事務の遅れに見られるように、更には内部統制の観点からも、公務への支障が生じる懸念がある。グリーン・ツーリズム事業が定着し、事業の自立化が図られた段階で、協議会と県との役割分担を明確にするためにも、県受入協議会は、自主財源確保策の検討を行いながら、自立化にむけて県としても努力することが望まれる。</p>	青森県グリーン・ツーリズム受入協議会は、当初の目的を達成したことから、平成29年3月に解散した。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
81	意見	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[コーディネーター活動の積極的な展開について]</p> <p>県グリーン・ツーリズム補助金交付決定額は当初3,467千円であり、変更申請し2,300千円で交付を受けたが、確定補助金額は1,889千円にとどまり、補助金返還額が411千円発生した。コーディネーター活動が計画規模に達しなかったことによる減額だが、現在は、県内2つの団体だけ、すなわち、A法人が県南全域、Cツーリズムが津軽地方の受入団体調整やPRを実施している。他の受入団体からは広域的なPR等の実施の希望がないということだが、活動を網羅していない県内の地域もあるため、県は新たなコーディネーターを発掘し、コーディネーター活動の積極的な展開を進めることが望まれる。</p>	<p>平成28年度においては、従前の2名のコーディネーターが、これまで網羅していなかった地域も含め、県内全体のグリーン・ツーリズムの推進のため、積極的なプロモーション活動を展開した。</p>
82	意見	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[広告動画の作成方法について]</p> <p>A法人では、受入協議会グリーン・ツーリズム補助金で、農家民泊のPR広告動画200千円を外部業者に対する委託契約により作成している。PR広告動画の著作権及び商標権などは、法的には、A法人に帰属するものとなる。他の構成団体でも使用可能な広報材料で、事業目的を共有できるものは、県受入協議会で汎用性のある内容で製作し、構成団体すべてが利用できる内容や利用形態にした方が、補助金の公平性や効率的・有効活用の観点から望ましいと考える。</p>	<p>受入協議会は、平成29年3月に解散した。 今後同様の事業を実施する際には、汎用性についても考慮する。</p>
82	意見	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[コンペ参加者への報償費の支払いについて]</p> <p>県はグリーン・ツーリズムの案内に関するガイドブック制作について、委託契約(委託料5,482千円)により作成している。契約方法は、予定価格内での入札を前提に、企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うプロポーザル方式を採用しており、4社が参加した。このうち不採用となった3社に対しても、県は、企画コンペ参加に要する費用として1社あたり20,000円(消費税込み)を報償費として支払っていた。 しかし、担当課職員は、この支出内容について承知しておらず、課内において予定価格の積算事務が行われた形跡もなかった。支出の根拠が役務提供であれば、何らかの基準を根拠とすべきである。報償費であれば、役務提供者の区分表による標準単価を適用するべきであるし、旅費相当額ということであれば、民間の標準的な旅費日当を参考にして、支出内容の明瞭性を確保するべきである。 役務提供の対価であれば、提供されたアイデア等の評価結果によることになるので、支出内容の名目を第三者に説明できるようにしておく必要がある。</p>	<p>企画コンペ参加者に参加料を支払う場合は、支出内容を明確にすることとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
82	意見	構造政策課	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[通訳料の支払いについて]</p> <p>海外からの誘客を強化するため、県知事自らが平成27年12月16日から20日の日程で台湾を訪れ、本県を訪問する学校の獲得に向けたプロモーション活動が実施された。その際、12月18日を除き現地において現地人の通訳を依頼しており、1日当たり30千円(交通費込)の委任契約を行い、役務費として120千円を支出している。金額の妥当性の観点から監査資料を閲覧したところ、最終日の20日は実質的な役務提供時間は2時間程度であるが、1日分の通訳委託料を支払っていた。県の契約事務においては、随意契約であっても最低の支出になるような方法が採られなければならないが、時間給による相見積書を取る方法も考えるべきと判断された。予定価格の決定にあたっては、予め決まっている旅行日程の詳細を踏まえた上、最低コストになるための選択肢と積算根拠を十分に検討する必要があると考える。</p>	<p>海外の通訳と委託契約を締結する場合は、最低コストとなるよう積算根拠を十分に検討することとし、役務提供時間に見合った支払いとなるよう改善した。</p>
83	意見	構造政策課、三八地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	<p>[地域県民局における令達予算執行の実態について]</p> <p>当事業の平成27年度決算額のうち、三八地域県民局地域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部で計上されている支出内容及び金額を見ると、月々の複写代、郵便料、公用車燃料代、電話料金のうち一部を本事業の事業費として処理している。</p> <p>上記令達額の算定基礎は、当初予算の細事業別見積額説明を確認したところ、需用費についてはガイドブック作成の資料代、役務費についてはガイドブックの作成に関する電話料となっている。しかしながら、ガイドブックの作成は、本庁の農林水産部構造政策課が外部委託により作成しており、地域県民局は直接関わっていないものであり、当初予算編成時における積算事務が、事業の進行計画を十分に反映したものではないことが想定される。</p> <p>実際の支出内容を詳細に検討すると、各会議の主目的は地域県民局農林水産部に関連する別のテーマであり、確かにグリーン・ツーリズムというキーワードはあるものの、会議の次第を閲覧する限りにおいては報告程度の副次的な内容であり、もっともな理由を付して事業費として計上しているように思える。このように出先機関において予算内容とは異なった支出内容が処理される理由は、以下のように考えられる。</p> <p>①そもそも予算編成時に先機関である地域県民局農林水産部が予算要求した事務ではなく、本庁の担当課が割り当てた予算であるため、予算と事業との関連性を強く認識していないこと。</p> <p>②従って、地域県民局農林水産部は令達額の把握はできるものの、当該令達額を具体的にどのように有効活用するかを検討せず、単なる振当てられた予算として消化する傾向にあること。</p> <p>③地域県民局農林水産部の担当者の意識として、政策経費予算(本庁令達)と庁舎管理運営費予算を特に区分して執行していないこと。その結果、政策経費予算を消化したのちに運営費予算を消化しようとする。</p> <p>④予算令達され事務事業を実施した場合の承認は地域県民局農林水産部で完結しており、令達した本庁所管課へは報告のみであるため、本庁の統制機能が働いていないこと。</p> <p>これらのことを改善するためには、本庁が企画立案した事業を地域県民局農林水産部が実行した際、本庁は適時に地域県民局農林水産部を統制できる環境を整えること、本庁担当課と出先機関である地域県民局農林水産部の連携体制を確立することによって事業を適正に評価することが必要である。</p>	<p>年度初めに地域県民局地域農林水産部の担当者等を対象とした会議を開催し、事業の取組内容や令達予算の内容を示すとともに、年度末に、取組実績や予算の執行状況を報告させ、情報を共有することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
86	意見	構造政策課	農家民宿等受入態勢強化事業	<p>[農家民宿開業講座の開催状況の低迷について]</p> <p>平成25年度から平成27年度の農家民宿開業講座(以下「開業講座」という。)の、開催回数が徐々に減少し、農家民宿数の伸びも鈍化している。</p> <p>近年は訪日外国人旅行者の増加が著しく、青森県におけるグリーン・ツーリズム海外宿泊者数も平成24年以降大きく増加している。訪日外国人旅行者の伸びている現下において、平成27年度に当事業で開催された東南アジア地域からの訪日客とムスリム(イスラム教徒)の受入れに関する研修事業のように、対訪日外国人旅行者に対するおもてなし研修、コミュニケーション研修等に比重を置いて、訪日外国人旅行者の受入態勢を強化しなければならない。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、後継事業における同様の取組において、増加している外国人旅行者を農家民宿に取り込むため、農家民宿開業講座や実践者向け研修会の開催回数を年2回から年3回に増やし、受入態勢の強化を図った。</p>
88	意見	農産園芸課	地域循環型新規需要米利用拡大事業	<p>[予算策定と事業目標の設定について]</p> <p>本事業は、2年連続で当初予算額の半分にも満たない決算額となっており、事業予算の確保と執行面で問題意識を持つことになった。。この原因は大きく分けて2つあると考える。</p> <p>まず、1つ目は、予算策定の方法と精度の問題である。平成27年度において予算執行率が低くなった要因の一つは、地域飼料用米供給モデルの実証委託について、予算策定時に見込んでいた事業主体2つのうち1団体が事業を実施しなかったことにある。また、予算策定時には、東京から講師も招聘する予定であったが、これを中止し、さらに会議を併催して会場使用料を節約している。予算策定時に事業の十分な見積りを行い、必要額で予算要求することが必要である。</p> <p>2つ目は、事業目標を設定していないことである。一例として、稲SGSの生産数値は事業策定時の平成25年度は測定していないが、平成26年度と平成27年度を比較すると増加傾向にあることが分かる。しかし、具体的な目標数値を設けていたわけではないため、適切な事業目標を設けて事業を推進していくことが望ましい。</p> <p>県民の負託を受け責任を持って事業を実施するにあたっては、事業の目的に沿った目標数値を設定し、十分な見積りに基づいた予算策定を実施する必要がある。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、新規事業の立案に当たっては、事業の到達目標を明確に設定し、適切な事業計画の策定と最小限の経費の見積を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
88	意見	農産園芸課	地域循環型新規需要米利用拡大事業	<p>[食育施策との関連性に対する意識の共有について]</p> <p>当事業は、食育の視点から見れば、米粉用米の安定生産、地域内消費による地産地消の拡大、そのためのPRの促進であると言え、食の安全・安心推進課や総合販売戦略課が行う食育事業と何ら変わらない事業内容である。本事業の財源は県の一般財源であるが、食育の意識を当課が強く持つことによって、国庫財源メニューに該当させることが可能であるかもしれない。また、一般財源を確保しても、多額の予算未消化が発生している理由の一つには、6つの地域県民局から事業企画案が本庁に上がってこないことがある。食のイベントは県内様々な地域で開催されており、米粉のPRを食育の観点からより多くの場所で行うことも可能であるし、本事業が2つの事業内容から構成されていることから、経営所得安定対策事業の予算未消化分を米粉用米利用拡大事業に投入することは、食育推進に繋がることで、当事業が目的とする食料自給率アップや農家の所得向上にも効果があるはずである。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、新規事業の立案、事業計画の策定に当たっては、関係課や地域県民局と協議し、最小限の経費の見積を行うとともに、事業の目標や計画の達成に向けて、地域県民局と連携して取り組んでいくこととした。</p>
90	意見	りんご果樹課	青森りんご食育パワーアップ推進事業費	<p>[県内で行われる青森りんご食育活動の充実強化について]</p> <p>県外では、青森りんごシニアマスター等によるボランティアの出前授業が行われているのに対し、県内では、そのようなボランティアを募ることなく、県職員が自ら出前授業を行うという構図になっている。</p> <p>県内でもシニアマスターやマスターに出前授業をやってもらう体制を構築した方が、県職員が出向くより経済的で効率的であり、生産者や流通業者の行う出前授業の方が、知識及び経験の面で迫力のある授業となり、事業目的をもっと有効に達成できると考える。</p> <p>当事業は県産りんごの全国的な消費拡大と食育の推進という、大きな二つの柱を持つ内容であり、県内においても同様の事業目的を持っているものである。県内における低年齢者への食育事業を、委託方式やボランティア方式による低コストで実現することによって、県職員は、県外における消費拡大と食育活動の有効化のためのネットワーク強化や事業サポートに注力することが可能になると考える。</p>	<p>平成29年9月13日、青森県観光物産館アスパムにおいて、青森りんごマスター・シニアマスター、食育関係者等を対象にりんごの健康機能性をはじめとする青森りんごに関する知識を学ぶ「青森りんご健康セミナー」を開催。関係者約70名が聴講した。</p> <p>また、同年1月6日から12月13日にかけて、県内20の小学校において「青森りんご出前授業」を実施。講師として、延べ19名のマスター・シニアマスター、食育関係者が参画した。</p> <p>なお、平成30年度以降も食育関係者と連携した青森りんご食育活動の強化を図ることとしている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
93	意見	農村整備課	中山間ふるさと・水と土保全対策事業	<p>[活性化基金の有効活用について]</p> <p>中山間ふるさと活性化基金(以下「活性化基金」という。)が有効活用されておらず、事業実績は極めて低調である。</p> <p>この要因としては、「中山間地域等直接支払制度」との利用者の競合関係があること、「青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例」にて、基金に取り崩しができるような条例の設計になっていないことが挙げられる。</p> <p>今後、本事業費を確保し、事業目的を達成するためには、条例改正を行い活性化基金の取り崩しができるような制度設計にすること、当基金の対象が食育関連メニューを含めて広いものであることを、食育事業を行っている他の部課(食の安全・安心推進課や構造政策課等)と連携する等、制度並びに事業内容を庁内に積極的にPRしていくこと等により、活性化基金の有効活用を求めたい。</p> <p>また、対策を講じたにも関わらず、直接支払制度との競合等の要因にて当事業の需要がないと判断されたならば、基金の廃止、国費相当分の返還も検討すべきである。</p>	<p>必要に応じて基金の取り崩しができるような制度とするため、県議会平成30年2月定例会に「青森県中山間ふるさと活性化基金条例」の改正案を提案することとした。</p> <p>食育事業を行っている他の部課と連携し、収穫体験などで県民が体感しながら農林水産業への理解を深めるイベントを実施するなど、基金の有効活用を図ることとした。</p>
96	指摘	総合販売戦略課	味覚を育む「だし活」事業	<p>[「できるだけ」パッケージデザイン等の使用申請について]</p> <p>パッケージデザイン等使用申請において、原材料について青森県内で生産された農林水産物であることを証明する書類等の写しを添付することになっているが、青森産煮干粉末について産地証明書等の書類が添付されていないものが1件発見された。商品原材料の重量割合が低かったため添付していなかったのかもしれないが、その他の使用申請者についてはすべて網羅して添付しており、今後は留意する必要がある。</p> <p>また、実際の販売商品のうち2商品について、指定カラーとは異なるやや濃い赤が使用されていた。「できるだけ」ブランドの統一イメージは重要な商品要素であると思われるので、適正に対処する必要がある。その他にデザインマニュアルでは、パッケージデザイン上の社名を右下に配置することを基本とし、各社のロゴ規定等によって配置規程がある場合は例外を認めているが、実際の商品の社名は商品デザイン上の関係で中央配置となっているものもあり、県では特に配置規程等を確認していないとのことで、監査人のこれらの指摘を受けて、県ではデザインマニュアルを実態に即したものに改めるとのことであった。</p> <p>また、パッケージに赤文字で記載があった文字情報が、黒文字に変更となっていたものがあつた。軽微な変更については、変更届の提出は不要とのことであつたが、それならば、軽微な変更の場合の事例を示して、提出不要の旨を管理要綱に規定するべきである。</p> <p>監査人としては、一般的にブランドイメージの確立・維持のためには、デザインに限らず原材料の変更等についても、使用者にとっては軽微と思われる修正・変更等も逐次変更届を提出してもらい、商標権及び著作権者(この場合は県)として把握管理することが重要であると思っている。</p>	<p>産地証明書等の書類が添付されていない1件について、青森県産煮干しの原材料産地証明を製造者に提出いただき、完備した。また、今後は県産原材料を証明する書類を全て揃えることとした。</p> <p>やや濃い赤が使われていた2商品について、他商品と赤のカラーを揃えるよう連絡し、改善された。今後は、パッケージデザイン等使用申請の際に、赤の色合いを確認し、修正が必要な場合は製造者に指示することとした。</p> <p>社名の位置については、パッケージデザインマニュアル制作者と協議し、「できるだけ」ロゴマークの大きさ等の規程が守られていれば、社名の配置によって「できるだけ」認識に影響を及ぼさないとのことから、パッケージデザインマニュアルの社名配置規程を、「社名は右下に配置することが望ましい」と改正した。</p> <p>「できるだけ」パッケージデザイン等使用申請書においては、県産食材の使用割合を把握すること、パッケージデザインマニュアルの規程に合致することを確認することが目的であり、これらに変更が生じない軽微な変更については、変更届の提出は不要として要綱を改定した。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
97	指摘	総合販売戦略課	味覚を育む「だし活」事業	<p>〔プロポーザルによる原契約と追加の随意契約について〕</p> <p>平成26年度において、だし商品の開発を行うため、商品開発全体を通じた専門的な知見によるアドバイス業務についてプロポーザルによる契約事務を行い、委託契約先を決定している。プロポーザル実施要領には、業務内容として①商品開発に係るコンセプト設定等に関するアドバイス②試食調査③その他必要な業務(県の行う業務の補足支援等)とし、委託料については2,800千円以内として募集したところ、2社から参加申し込みがあり、プロポーザル審査の結果、1社に決定している。その決定後、県は、レシピ集作成業務(フォーマット作成、写真撮影等799,640円)を、その他必要な業務として原契約に追加した総額3,599,640円として、随意契約により業務委託契約を締結した。</p> <p>そもそもレシピ集の作成業務を委託する計画であれば、プロポーザル依頼時に業務内容・金額ともに提示しなければ、契約の公平性は確保されず、プロポーザル自体の意味が失われかねない。委託先にならなかった1社は、委託料2,800千円の中でレシピ提案(写真撮影を含む)をしていた。組織内部の方針変更があった県の事務手続としては、プロポーザルによる随意契約である当初の2,800千円で委託契約を締結し、追加業務として、財務規則上のルールに従って(レシピ集作成業務を随意契約とする理由を明確にして)、契約手続きをすべきであった。また、当初のプロポーザル依頼にあたっては、課内で事前に委託する業務内容等を十分かつ慎重に検討した上で行う必要があったと考える。</p>	<p>だし商品開発アドバイス等業務に関するプロポーザルによる委託契約については、プロポーザル実施後にレシピ集作成業務の追加の必要性が生じ、だし商品とイメージをすりあわせ、効果的に「だし活」をPRしていくために契約時に追加したものであるが、現在は、プロポーザル時から金額・内容に大きな変更がある場合には、別途契約することとして改善した。</p>
98	意見	総合販売戦略課	味覚を育む「だし活」事業	<p>〔青森県だし活協議会の自立化について〕</p> <p>県は、「できるだし」の商標権を有しており、商標権登録更新の10年以内に青森県だし活協議会に商標権を委譲することを計画している。そのためには、青森県だし活協議会の自立が必要で、自主財源の確保が今後の検討課題となっている。会員から会費を徴収する検討を行うこと、新たな会員の入会の検討やだしソムリエ協会などの他の民間団体との連携などに早期に取り組み、円滑に自立化を進める必要がある。</p> <p>だし活協議会の自立のためには、「できるだし」商品の売上が増加し、継続的な事業化が可能とならなければならない。一般消費者の目線から見れば、全国メーカーによる顆粒だし商品と比較上、相当割高感があるため、価格低下への取組みも期待される。まずは県民認知度を高めることと、10年後において、「だし活」が食育の観点から理解され県民に浸透し、「できるだし」が、だし商品の一つとして県民の食生活に定着することを期待するものである。</p>	<p>平成29年度から、青森県だし活協議会の会員が会費を出し合い、できるだしレシピの作成等事業を実施している。</p> <p>新たにだし商品開発に取り組む企業をだし活協議会の会員とすることで、会員と売上を拡大する取組を進めている。</p> <p>「できるだし」の県外等への販路拡大により製造量の増加に伴うコスト削減による価格低減が実現するよう取り組んでいる。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
98	意見	総合販売戦略課	味覚を育む「だし活」事業	<p>[レシピ集に係る見積り合わせ参加業者選定について]</p> <p>平成27年度における見積り合わせ参加業者を見てみると、平成26年度に落札実績のあるI社、平成26年度に1,053,000円を提示していたF社(平成26年度、参加9業者中2番目に高い価格)、平成26年度には見積書を提出していないJ社の3社が参加しているが、平成26年度の見積り合わせにおいて2番目に安い価格を提示したA社(493,500円)、3番目に安い価格を提示したG社(583,200円)は参加していない。平成27年度契約はI社648,000円に決定したことを鑑みれば、結果的に、平成26年度においてより安価であったA社、G社を見積り合わせに参加させることで、より競争原理が働き、低コストでの調達ができる可能性は否めない。</p> <p>調達活動を行う際には過去の類似事例の調査等の実施によりコスト削減意識を強く持ち、最も低コストとなるであろう業者に見積り依頼を実施すべきことが経済性の観点から求められているだろう。</p>	<p>見積り合わせにおいて、過去の入札実績を確認し、業者選定を行うこととして改善した。</p>
99	意見	総合販売戦略課	味覚を育む「だし活」事業	<p>[[「できるだし」アンケートの運用拡大について]</p> <p>県では、「だし活サロン」参加者に対して「できるだし」及びだし活全般についてのアンケートを実施しており、4回の「だし活サロン」において計79の有効回答を得ているが、WEBアンケートを除き、だしの需要開拓活動におけるそのほかの体験型イベントでは当該アンケートを実施していない。</p> <p>県は「だし活サロン」以外の体験型イベントを数多く実施しており、その際にアンケートを実施することで少額の追加コストでアンケートを行うことが可能であると考え。具体的には、だし活についての出前トーク(平成27年度実績:26回開催、1,600人動員 支出額186千円)や量販店での普及啓発(平成27年度実績:15回開催、3,125人試飲 支出額206千円)の際、県民にアンケートに回答してもらうように誘導し、その結果を今後の商品開発(商品改良)・マーケティングに活かすべきではないだろうか。</p> <p>このアンケート回答による「できるだし」の知名度や継続購入者数等を短期成果指標として設定し事業管理を継続することで、より当事業単体での事業評価が容易となるだろう。今後、当アンケートの回答を短期成果指標として採用することが望まれる。</p>	<p>青森県食生活改善推進員を対象とした「だし活伝道師ステップアップ研修会」において、アンケートを実施し、「だし活」の家庭での実践や味覚の変化を追跡している。また、「できるだし」に関する意見も集め、メーカーにフィードバックしている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
100	意見	総合販売戦略課	味覚を育む「だし活」事業	<p>[だし活に関するアンケートの分析について]</p> <p>平成26年度に、あおもり「だし活」研修会やだし活推進セミナーで、「できるだし」についてのアンケートを実施し、その集計はしているものの、その回答者の属性(給食施設の方なのか、食生活改善推進員の方なのか、行政の方なのかなど)に応じた回答内容の把握と分析ができておらず、メーカーへの情報提供も不十分なのではないかと思われる。</p> <p>給食関係者、栄養教諭などのセミナーのアンケートを見ると「本事業の趣旨に賛同し、給食の提供にだし活の取り組みを推進協力する意向がある」という回答が7～8割もあり、だし活の趣旨は、給食関係者には、浸透しているものと思われる。ただし、実際の学校給食の現場において、実践していくことが、今後の課題であり、その際、県が、給食向けにも「できるだし」の利用拡大を狙っているのであれば、アンケートを見る限り、価格面での障害を解決しなければならない状況が窺われる。</p> <p>平成26年6月に取ったアンケートには、「安価でなければ使えない」という意見が多く、中には、具体的な希望単価が記載されているものもあるが、平成28年に商品化し、給食向け「できるだし」として販売されている商品の販売価格は、その希望価格より1.1倍から2倍も高い水準になっている。より低価格での「できるだし」の開発と販売については、まずはメーカーの企業努力が重要ではあるが、「できるだし」が、給食の現場で利用されるようになるためには、必要な改善点を調査し、次の施策に反映できるよう、アンケートについては、県としても詳細な分析を行って、メーカーと連携を取る必要があると考える。</p>	<p>アンケートをメーカーにフィードバックする際には、会議の場で回答者の属性を伝えていますが、集計結果として属性を記録して残すことは重要であることから、今後の集計では必ず属性を記録することとした。</p> <p>給食での「できるだし」の利用拡大に当たっては、価格が重要であるために、メーカー側では県民の未来の健康のために、原価・流通・包装・人件費などのコストをギリギリまで抑えている。さらに価格を低減するためには、製造量の増加による生産コストの低下が必要となることから、県では「だし活」と「できるだし」の連動したPRを、青森県だし活協議会では給食従事者への営業活動を展開し、販売拡大に取り組んでいる。</p>
102	指摘	総合販売戦略課	「あおもり食のエリア」活性化事業	<p>[ホームページの更新業務委託契約における完了確認について]</p> <p>「あおもり食のエリア」ホームページの更新業務は毎年度外部の業者へ委託している。契約上の業務内容の仕様書には、『これまでに掲載されている「あおもり食のエリア」登録料理提供店の店舗情報追加・修正・削除』作業が明記されている。</p> <p>このうち、「はちのへ殿様御膳」と呼ばれる料理について削除する仕様になっていたにも関わらず、当事業を監査した日時点でホームページ上に一部掲載が残されていた。これは、委託業者が提出した業務完了届を県が鵜呑みにし、仕様書の内容が順守されていないにも関わらず「適正と認める」旨の検査調書を作成していたことが原因である。</p> <p>委託業務完了に伴う検査調書の作成は、委託業務が契約条件に準拠して適正に完了したかどうかの最終確認事務といえる。削除すべき内容について削除されていないと閲覧者を惑わせることとなり、情報利用者に正しい情報が発信されない結果になるので、担当者による検査事務は慎重かつ正確に行うべきである。</p>	<p>複数のページに関連事項が掲載されていたため見落としがあった。そのため、今後確認作業は、複数名で十分注意を払い、慎重かつ正確に行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
102	意見	総合販売戦略課	「あおり食のエリア」活性化事業	<p>[ホームページの更新業者の固定化について]</p> <p>「あおり食のエリア」のサイトは、平成17年度に実施した企画コンペの結果、A社が委託を受け、サイトデザインの作成及びサイト内のシステム開発を施工している。そして、県は当サイトの情報提供環境の整備、新規コンテンツの作成業務、データの更新等の専門技術を要する業務については、開発元でなければ実施できないため、競争入札に適さないものとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約としている。また、財務規則の運用第148条関係第4項の規定を準用することにより、見積書は1社のみから徴取している。</p> <p>この状況は、実質的にコンテンツを開発し受注した業者だけが継続して契約可能な契約形態であり、委託契約における競争原理が全く働いていない状況と考える。</p> <p>実際に委託事務の契約先が固定的に継続されていると考えられるため、業者との癒着が疑われないためにも定期的な見直しが必要である。また、予算内ということだけで減額交渉が行われていないことも問題である。予算執行において、予算内で歳出をどう抑制して最少化していくかという視点は絶対的なものである。</p> <p>ホームページは、著作権法第2条第1項の「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に含まれているとされており、ホームページには一般的に著作権が認められている。ただし、デザインを委託により製作している場合には、受託者に著作権があるため、契約書において二次的著作権の利用に関する原作者の権利を包含する契約でない場合には、受託者の許諾を受けなければならないという(参考文献:「地方自治問題解決事例集」地方自治問題研究会編著 ぎょうせい)。公共のためのホームページにおいて、公益のための情報を公開する目的であるから、この事案においては、委託契約書において著作権の侵害を回避する条項を設けることで、県は制限のない形で利用可能な状態を保つことが可能だと考える。一者随意契約は限定的な適用範囲であることを再確認して、契約事務において、原則に立ち返った競争環境の構築を図るべきと考える。</p>	<p>「あおり食のエリア」サイトは、当課のあおり食の製品情報サイト「青森のうまいものたち」内のコンテンツの一つであり、「青森のうまいものたち」は、平成30年3月にリニューアル予定である。</p> <p>リニューアルサイトの構築は、今後のホームページのあり方や運営・管理方法を見据えて実施する必要があることから、業者の決定にあたっては、企画提案協議を行い決定したところである。</p> <p>現在実施しているリニューアル業務委託に係る契約は、①成果品に関する著作権及び所有権が県に全て帰属すること、②著作物の二次利用について、受託者の承諾無く県が自由に使用できること、③受託者は著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないことを内容としており、リニューアル後の運営管理業務委託においても、同様の内容で契約する予定としている。</p> <p>また業務委託契約内容は「あおり食のエリア」サイトの更新を含めた内容とする予定であり、「あおり食のエリア」に新たな料理が登録された際は、速やかな更新・情報発信が可能となる。</p>
104	意見	総合販売戦略課	「あおり食のエリア」活性化事業	<p>[ホームページ上における随時更新の必要性について]</p> <p>冊子である「あおり食の旨いもん」は年に1度の更新作成のため適時の掲載は困難と考えられるものの、ホームページの更新も年に1度の契約であるため、登録後速やかな更新がなされていない。</p> <p>広く国民に対して、本県の食情報の迅速かつ積極的な公開が望ましいと考えることから、ホームページの委任契約の内容等を見直すことで、新規料理が登録されたら速やかに情報発信できる仕組みの構築が必要である。</p>	<p>「あおり食のエリア」サイトは、当課のあおり食の製品情報サイト「青森のうまいものたち」内のコンテンツの一つであり、「青森のうまいものたち」は、平成30年3月にリニューアル予定となっている。</p> <p>リニューアル後のサイトの運営管理委託契約において、著作物に係る契約内容としては、①成果品に関する著作権及び所有権が県に全て帰属すること、②著作物の二次利用について、受託者の承諾無く県が自由に使用できること、③受託者は著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないことを内容とする予定としている。</p> <p>また業務委託契約内容は「あおり食のエリア」サイトの更新を含めた内容とする予定であり、「あおり食のエリア」に新たな料理が登録された際は、速やかな更新・情報発信が可能となる。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
104	意見	総合販売戦略課	「あおり食のエリア」活性化事業	<p>〔事業成果の指標の設定について〕</p> <p>トップページである「青森のうまいものたち」の閲覧数は把握しているものの、当該サイト内である「あおり食のエリア」ページの評価分析はしていない。</p> <p>単にホームページを作成委託するのが事業目的ではなく、如何にしてアクセス数を増やし、実際に個々の飲食店等に誘客し、最終的には県内外の方々に青森の食を知ってもらうことが事業目的であり、その達成のための戦略を練ることが重要である。そのためには、最低でもアクセス数の把握、閲覧サイトの把握、日別月別のアクセス数などの定量的な分析は必須に思える。</p> <p>来訪者数等を事業目標にするなどの措置を行い、過去のアクセス数の増減原因を分析し文書化するなどし、今後のホームページ運営を有用なものとなるような体制を整えることが望まれる。</p>	<p>現在のシステムでは、各ページごとの正確な閲覧数の集計ができず、十分な評価分析ができない状況である。</p> <p>当該ホームページは、平成30年3月にリニューアル予定であり、リニューアル後は、各ページごとの閲覧数の集計を可能とし、集計結果について定期的に評価分析を行うことにより、効果的な情報発信に努めていくこととしている。</p>
105	意見	総合販売戦略課	「あおり食のエリア」活性化事業	<p>〔決算統計節別集計表における他事業からの流用について〕</p> <p>当事業では、県産品のブランド化や販路開拓のためのSNS活用セミナーを実施しており、報償費として111,370円、旅費として47,624円支出している。このうち、報償費は11,370円と旅費10,612円については、事業別に見れば予算超過であるため、総合販売戦略課の他事業である「販路開拓情報提供活動事業」から流用して支出している。</p> <p>また、平成27年度県産品総合サイト内の「あおり食のエリア」更新委託料739,800円のうち136,800円は予算超過のため、総合販売戦略課の他事業である「総合販売戦略サードステージ事業」から支出している。</p> <p>事業の評価方法は様々な方法があるが、事業別の実績額の適正な集計が行われなければ、予算実績比較も、年度経年比較も、他の類似事業比較も出来ないことになる。決算担当者により恣意的に他事業からの流用が行われることが容認される場合には、操作的かつ意図的に実態を示さない事業別決算額の作成が可能となり、次年度以降の予算策定においても、不適正な事業別予算編成を助長する結果となる。実施した事業について、適正な執行を適正に集計する方法を求めるものである。</p>	<p>予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を記載することとした。</p> <p>また、当初予算に過不足が生ずることとなった場合は、予算の補正を行うことで適正な予算執行を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
107	意見	総合販売戦略課	学校給食県産品供給・利用拡大事業	<p>[物品購入の内部統制手続きについて]</p> <p>本県は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、全庁ベースの取組みとして、別表に指定のある物品(例えば文房具、コピー用紙、家具等を含めた特定調達物品等という。)の購入について、品質や価格だけではなく環境のことを考え、環境に配慮した物品等を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する物品調達方針を定めている。</p> <p>この方針及び条件に適合する物品等の購入手続きを行う際には、「物品購入依頼書兼グリーン購入チェックシート[物品]」(以下「チェックシート」という。)を用いて課内の決裁手続きを行うルールとなっている。</p> <p>当事業では、黒マグロの解体フィギュア(以下「解体フィギュア」という。)を32千円で購入し、需用費として計上している。</p> <p>当事業を実際に実施しているのは、総合販売戦略課の地産地消グループであるが、購入の起案文書上、地産地消グループの担当者やGMによる起案・決裁は一切残されていない。担当者の回答によれば、地産地消グループから戦略推進グループ担当者への起案依頼は、口頭により行われたとのことである。</p> <p>マニュアルの解釈上、事業担当者に庶務担当者を含むということが明らかになったとはいえ、実際に購入要求する事業担当者の意思が起案書の形で残されないグリーン購入の現行承認手続きは、内部統制リスクが高いと思われる。何故なら、この購入制度を利用すれば、最低価格による調達という価格要件をクリアすることが可能だからである。環境への配慮、事務コストは考慮されるべきであるが、庶務担当者が、購入要求事務を行う際には、実際の事業担当者が購入要求書のようなドキュメント又は電子ファイルを作成し、それを基にエクセルへの入力業務を行う形が望ましいと考える。</p>	<p>物品購入要求表を作成し、事業担当者が入力したデータを基に庶務担当者が物品要求事務を行うこととした。</p>
108	意見	総合販売戦略課	学校給食県産品供給・利用拡大事業	<p>[決算額における他の事業の経費との区分について]</p> <p>事業実績が乏しい当年度の実績数値を監査した結果、低い予算執行率を背景として、他の事業の経費を本事業で負担している、あるいは、予算策定の際に具体的に予定されていなかった支出が散見された。</p> <p>この結果、決算額が本事業の実施にあたり実際に支出された金額を表していないという問題が発生している。実績額が正しく集計されていなければ、事業の費用対効果を検討することは不可能である。事業の実施に、どれだけの経費が使われたのかを明らかにすることは、事業評価の前提条件であり、現状は、その基礎を欠いている状況と言わざるを得ない。</p> <p>決算額は、予算額に対応する形で、事業別に経理処理するべきである。</p>	<p>予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を記載することとした。</p> <p>また、当初予算に過不足が生ずることとなった場合は、予算の補正を行うことで適正な予算執行を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
111	意見	水産振興課	青森の豊かな海が創る「おさかな自慢」PR推進事業	<p>〔成果指標の設定について〕 当事業に関する成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、事業の効果を定量的に測定することができず、当事業が効果的なものであったかの検証が困難となる。また、成果指標がなければ数値目標も設定されないため、事業の遂行も漫然としたものになりやすい。 当事業は重点枠事業であり、事業実施期間が2年間の時限事業であることから、事業を事後的に自己評価できるようにすることが必要である。当事業を行うことにより、①応援隊による自主的な情報発信、②自慢おさかなの消費拡大、③漁業所得の向上、などの効果が期待されている。よって、当事業を実施した結果、これらの効果が得られたかを測定できるような成果指標を設定し、当事業が効果的なものであったかを検証できるような仕組みにする必要がある。</p>	<p>①後継事業において、応援隊を活用した料理教室等開催の目標値を設定した。②当該事業で作成したパンフレット及び掲載写真を県のホームページからダウンロードできるようにし、併せて電子申請システムのアンケート機能により、利用目的や意見等を調査することで事業の効果を確認している。③後継事業では、漁業者や小売店等の外部委員で構成する検討会を設置し、取組に対する消費者の反応など、具体的効果を検証していくこととしている。</p>
112	指摘	水産振興課	漁業の担い手確保・育成事業	<p>〔水産教室用パンフレットの予定価格の算出について〕 平成27年度の契約は、A社一社から仮見積りを取得、仮見積りの金額と同額の213,840円を予定価格として設定し、県財務規則に則り、A社、B社、C社で見積り合わせを行った結果、最も定額かつ予定価格以内の価格を提出したA社の82,944円に決定したものである。 予定価格を設定するという事は、その金額以内の価格が提出された場合に支出行為となされることになるため、県の支出額の上限値を設定することに他ならず、仮に高額な予定価格が設定されてしまうと、支出額が著しく高額となり、無駄なコストが発生する温床となる。県財務規則第138条では、過去の取引実績や市場環境も考慮に入れ、総合的に予定価格を定めることを求めている。県では例年、同様のパンフレットを1,200部作成しており、過去2年間の契約決定額は、平成26年度84,240円(B社)、平成25年度94,500円(D社)となっており、落選したが見積り合わせに提出された価格は平成26年度において108,864円(D社)、129,600円(C社)、平成25年度において100,800円(B社)、126,000円(C社)であり、いずれの金額と比較しても平成27年度の予定価格213,840円は相当に高い水準にあるといえる。その他、監査人がインターネットで同様の印刷条件で見積りを行った場合、約100,000円前後であった。 平成27年度において印刷費が著しく高額となるような市場環境の変化は認識していないことより、平成27年度の予定価格は過去の取引実績や市場環境等と比較して高額であると考えられる。今後、予定価格の決定にあたって、過去の取引実績の調査やインターネットを用いた価格調査を行う、複数業者から仮見積書を徴取するといった改善策を講じる必要がある。</p>	<p>2業者から仮見積書を徴取し、予定価格を決定することで改善を行った。今後も、同様な取組を実施することで予定価格を決定することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
114	意見	水産振興課	漁業の担い手確保・育成事業	<p>[水産教室用パンフレットのひらがな表記、ふりがな表示について]</p> <p>当パンフレットは水産業特有の専門用語が頻出していることおよび小学生高学年を対象に作成・配布されているにも関わらずパンフレット全体を通じて、漢字へのひらがな表記、ふりがな表示が殆ど見られない。</p> <p>本件は本来であればパンフレット作成・完成時点において、担当者を含む上席者がパンフレットをチェックした際に読み手の理解可能性が担保されていないことを認識し、適切な是正措置をとるといふ、県のPDCA事務におけるC(チェック)の徹底により防ぐべきであった事項であると考えられる。今後のパンフレット等の印刷物の作成にあたっては、読み手の理解可能性を要点とするC(チェック)の徹底を求めるとともに、当パンフレットへのひらがな表記、ふりがな表示を行うことについて改善提案を行うものである。</p>	<p>水産教室用パンフレットについては、漢字へのふりがな表示をするよう改善した。今後も、同パンフレットについては、PDCAサイクルの観点から、庁内だけでなく小学校教諭の意見も聞いてチェックを徹底し、適宜、必要な修正・改善を行うこととした。</p>
115	意見	水産振興課	漁業の担い手確保・育成事業	<p>[水産教室の事業効果の分析について]</p> <p>水産教室のアンケートや、実施した実績(日時、参加人数)などの集計が行われていない現状にあるため、その効果を具体的に認識し説明できる仕組みが存在していないことがわかった。</p> <p>現状では、水産教室についてはボランティアの漁業士が主体的な役割を担っており、県は物的なサポートを行うだけの事業であり、冊子の印刷代以外には経済的負担のない事業である。しかしながら、今後も当事業を続ける場合であっても、ただ漫然と従来通りに継続するのではなく、参加人数の把握と分析、参加者の感想や要望を取り入れる努力をしながら、掲載内容の再検討などを行って、より効果的な事業の実施を図ることを要望する。</p>	<p>水産教室の実績(月日、参加人数)について集計し把握した。</p> <p>今後も実績の把握を継続し、水産教室と「青森の水産業」パンフレットについてのアンケートを合わせて実施し、その結果を分析するなど、より効果的な事業運営に役立てることとした。</p>
117	意見	がん・生活習慣病対策課	青森のおいしい健康応援店認定事業	<p>[登録店舗数の目標と実績の著しい差異について]</p> <p>当事業は、5年で500店舗の登録を目標としているが、平成28年5月2日現在で18店舗しか登録がない。先行事業における外食栄養成分表示店としての登録店舗は、15年間で192店登録(青森市44店舗含む)の登録実績があった。</p> <p>当事業には、需用費として、ちらし5,000部、認定書1,500部、メニューシール360部を製作するための需用費が14万円も投下されている。未利用の物品管理には事務コストが発生することも認識すべきである。このような県費の無駄を発生させないために、今後速やかに登録店の増加のための改善施策を講じるべきである。そのためには、店側の費用対効果を意識した認定要件の検討、認定手続きの簡略化等の対策が急務である。</p>	<p>登録店の増加のための改善施策として、保健所職員の飲食店訪問による事業の趣旨・内容の周知と、チェーン店の申請を本部一括とし登録手続きの簡略化を行ったところ、登録店舗は18店舗から78店舗(平成29年9月末現在)と着実に増加している。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
119	不当事項	がん・生活習慣病対策課	(細事業)健康づくり推進のための基盤整備事業	<p>[県医師会への委託事業について]</p> <p>現在、県の最大かつ喫緊の課題である「短命県返上」プロジェクトへの取組みの中で、「働き盛り世代の死亡率の高さ」を低下させ解決するため、職域において、健康づくりに関する知識を持ち、従業員に対して健康づくりの実践を促すことができる人財を養成することを目的として、健康リーダー養成研修とフォローアップ研修の企画及び実施等を公益社団法人青森県医師会(以下「県医師会」という。)に事業委託(契約額4,950千円)している。</p> <p>研修の実施にあたっては、1人でも職域対象者がいれば、県の委託事業として認めるという運用で実施していたが、健康リーダー養成研修13回のうち、職域対象者が1人もいない研修は5回あり、その研修実施費用も委託事業対象経費とされていた。</p> <p>この地域住民のみの研修費用の他にも、委託事業対象経費として不適当な経費や金額誤りなどが発見され、所管課による後日調査により、平成27年11月16日と11月26日の健康リーダー養成研修には、職域関係者各2名の参加があったことが平成28年2月9日に監査人に説明された。この事実を反映すると県医師会へ返還請求すべき金額は422,308円となる。</p> <p>この他にも、県医師会から提出された実績報告書の研修修了者の人数について、記載誤りがあり(10月29日今別町、修了者全数(誤)51名→(正)21名)、県は、本来であれば検査確認時に指摘し、修正対応すべきであったこと、また、委託業務の完了報告を口頭で受けて履行確認し検査調書を作成し、後日、書面で研修実績書類を徴収していたこと、及び、県医師会においても、仕様書によれば受講者の安全面に配慮して傷害保険に加入して研修実施することになっているが、失念により付保しない事業実施(深浦町)があったこと等、県及び県医師会双方に不適切な事務が発見された。</p> <p>これらのことにより、県における委託事業の確認業務及び領収書確認業務が、明らかに不適正であったと判断された。なお、担当者より、平成27年度は年1回の領収書等の確認業務であったが、委託事業対象経費となるかどうかの判断も含めて四半期ごとの確認事務を行っているなど、平成28年度は既に改善に向けた取組みを行っている旨の説明があった。</p>	<p>本事業の平成28年度委託料については、包括外部監査での指摘を受け、仕様書に基づき委託業務を行うよう、平成29年3月29日付けで注意喚起するとともに、県においても仕様書に基づいた業務内容に係る経費であるかどうかを挙証資料により複数の者でチェックを行い、再発防止を徹底した。</p> <p>平成27年度委託料については、県医師会役員に包括外部監査での指摘内容について説明し、返還請求額の見込みも含めて理解を得ているが、現在、平成28年度と同程度の内容で提出された挙証資料の内容を精査中であり、金額が確定次第、県医師会に返還を求めることとしている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
121	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)健康づくり推進のための基盤整備事業	<p>[今後の事業実施について]</p> <p>平成28年度の健康リーダー養成研修は、平成27年度とほぼ同じ地域で開催されており、八戸市などは研修実施がない。委託仕様書でも、研修実施地域に偏りがないように調整を図ることとしており、改善の余地がある。商工会や業界団体などにも、呼びかけはしているとのことだが、県医師会会員の産業医にパンフレットを配布するなどして、当事業を更に周知する必要があると考える。</p> <p>また、研修実施にあたって、1名でも職域対象者の参加者がいれば、県の委託事業として認めるという運用方法は、事業の効率性の観点からは疑問であり、今後は、職域対象者の最低人数の引き上げなどの方策をとることが期待される。</p>	<p>健康づくり推進のための基盤整備事業は平成28年度で終了した。</p> <p>後継事業である「あおり型健康経営スタートアップ事業」では、青森県健康経営認定制度の必須要件として受講を求めている「健康づくり担当者養成研修」を実施することとしている。青森県健康経営事業所としての認定を受けた場合、県入札参加資格申請時の加点、県特別保証融資制度の利用、県内金融機関による低利融資等のインセンティブを付与することとしている。これらのインセンティブの効果もあり、平成29年度においては、190事業所、290人が「健康づくり担当者養成研修」を修了したところであり、次年度の開催に関する問合せも多く、受講ニーズは相当数あると見込まれる。</p> <p>なお、当該研修においては、職域受講者のみを対象としていることから、受講者が極端に少ない場合は、日程の調整等により、開催実績とするに足りる一定の受講者を確保することとしている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
122	指摘	がん・生活習慣病対策課	(細事業)「健やか力」応援事業	<p>〔情報誌の名称に関する商標権侵害リスクについて〕</p> <p>県は、レッツ・スタート・ウォーキング事業として、運動習慣がない人が運動を開始し運動習慣を身につけ継続できるように、運動スタート応援情報誌「IPPO」を創刊した。平成27年10月に第1号を30,000部、平成28年1月に第2号を30,000部発行しており、県内スポーツ用品店、商工会議所、各市町村等に配布された。この情報誌の作成については、デザインから印刷、配送まで一括して広告会社(X社)への委託契約により行われた。</p> <p>しかし、「IPPO」という名称が出版社Y社の医療・健康雑誌名として商標登録されていることが平成28年6月7日に判明し、商標権を侵害している恐れがあるため、平成28年6月9日に青森県知的財産支援センターへ相談後、課内決裁を受けた後に、ホームページでの公開を取りやめている。</p> <p>担当課の判断は、情報誌として第1号および第2号の「IPPO」はすでに配布してしまっているが、出版社Yの同名雑誌は平成27年度以前に休刊中であること、同雑誌と県の情報誌の発行時期が重なっていないと考えられること(県のインターネットによる調査より)から、実際に商標権を侵害し出版社Yに損害を与えている可能性は低いとしている。その判断の下での対応策として、ホームページ上での公開を取りやめ、事態を静観するに至ったとのことである。商標権の法令上の定めとして、商標法第19条の規定によって、商標権の存続期間は、更新をしない限り設定登録日から10年となる。現時点において、出版社Yの商標権は更新がなされず、平成28年7月において権利が終了しているとの説明も受けた。しかしながら、それまでの期間に関しては、同法に規定される商標権の侵害リスクは依然として解消しておらず、法的解決策も視野に入れる必要性も考えられるところである。</p> <p>当該事案における最大の問題点は、そもそも県が情報誌の名称を決定する段階で同様の商標権がすでに登録されていないかのチェックを怠ったことにある。確かに「IPPO」という名称は委託先X社の企画提案であり、本来商標権についてのチェックを行うのはX社であるとも考えられるが、委託契約書において、商標権にかかると確認事務の規定は存在していない。</p> <p>発注者である県の管理下と責任の下で、X社の企画提案を評価し、情報誌を発行する以上、当然に県は同一商標の存在可能性をチェックしなければならない。今後は情報誌発行の事務処理として、商標権の存在及び権利確認について、県の適正なPDCA事務を徹底し、ルーティン事務とするための事務処理マニュアル等の作成が必要と考える。</p> <p>関連する問題点は、平成28年度において出版社Yの商標権の存在に気付いたにも関わらず、課内判断によって、ホームページによる情報誌の公開を取りやめただけで、事態を静観している状況である。本事案において、出版社Yに有形無形の損害を与えた可能性が少しでもある以上、出版社Yと連絡を取り謝罪・協議をする等の誠実な対応を行った上で、侵害リスクの顕在化による経済的損害の極小化を図るべきではなかっただろうか。</p> <p>なお、この一連の流れを含み、平成28年度発行の運動スタート応援情報誌は「ハビトレ」と名称変更され、既に発行されている(委託業者はX社とは異なるZ社)。県は、課内判断によって、PDCA事務におけるアクションとして既に名称変更を行ったが、今後は、「ハビトレ」が、県民に広く認知され定着することを望むものである。</p>	<p>「健やか力」応援事業は平成28年度で終了した。</p> <p>今後、類似の事業を実施する場合は、仕様書において、成果品の名称等について特許情報プラットフォーム等で商標登録の有無を確認するなど、商標権に関する確認を受託者に義務付けることとした。</p> <p>また、確認結果を県に報告させ、県においてもダブルチェックを行うことにより、商標権侵害を未然に防止することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
124	指摘	がん・生活習慣病対策課	(細事業)「健やか力」応援事業	<p>[参加者拡大のための改善策及び在庫品の有効利用について]</p> <p>平成27年度において、レッツ・スタート・ウォーキング事業は県内6地点で実施された。当事業は業者への委託契約により実施されており、契約形態としては、応募者より企画提案を受け、県が審査、委託者を決定する企画提案型プロポーザル方式によりなされている。</p> <p>平成27年度における各地点の参加実績は、6地点合計の定員充足率は申込数ベースで88%と定員割れしている状況であり、参加者数ベースで教室1回目実績が83%、教室2回目実績が63%、交流会実績が21%と減少推移を辿っている。</p> <p>このような定員充足率が低位な状況において、県として、より定員充足率を向上させるための工夫の余地があったのではないだろうか。具体的には、県は教室2回目または交流会からの新規参加者を特段募っていない。当事業は、原則として教室1回目→教室2回→交流会と3回の実施が一組で行われるものであるが、応用編である教室2回から、あるいは交流会からの参加であってもウォーキングや関連するエクササイズを学ぶことは十分可能であり、参加意義は認められる。県は、教室2回目あるいは交流会からでも積極的に新規参加者を募集すべきであっただろう。</p> <p>また、ウォーキング参加者には活動量計(日々のウォーキングの記録や体の情報を登録し毎日の運動の状況と体の変化をグラフで確認する機械。大きさとしては腕時計程度)が無料で配布されることとなるが、定員充足率が低調であったことより購入はしたが使用していない活動量計が10個、26,960円分(単価2,696円)存在することであり、これらは結果的に不要な支出であったものと判断される。なお、余分な活動量計10個は委託先で購入し委託先に在庫として保管されていることが当監査にて発覚した。正しい事務処理としては、平成27年度の事業終了時に委託先に保有在庫数を確認し、不要分の返却を求めべきであったし、実績確認手続の結果として、委託料の減額確定手続を行うべきであった。</p> <p>このような監査人の指摘を受け、今後、県はこの残った活動量計を委託先より回収し、他の事業での利用や、アンケート回答者へのプレゼント等により有効に使用していくとの改善措置と利活用方法に関する回答があった。</p> <p>なお、県は平成27年度の反省を踏まえ、平成28年度の同事業においては、定員充足率の向上のための改善策を、以下の点で講じている。</p> <p>①ウォーキング教室において屋内施設を確保し、そこで集合、準備運動、説明等を行った後に屋外でウォーキングを行うような仕組みへ変更すること。</p> <p>②オンラインで自動的に歩数が集計される活動量計であるオムロン健康サポートサービスを用いチーム単位での歩数を定期的に集計・報告し最終的に平均歩数が多いチームを交流会で表彰・商品を提供すること等により交流会を魅力的なものにすること。</p> <p>③参加者にフィットネスクラブを運営する委託先の利用券3回分を添付することで参加者間あるいはインストラクターとの交流を深めること</p>	<p>「健やか力」応援事業は平成28年度で終了した。</p> <p>平成28年度においては職場単位での参加により、仲間同士励まし合いながら運動を継続できたとの声が多かったことから、今後類似の事業を実施する場合も職場の仲間同士での参加を促すこととする。</p> <p>併せて中途参加も可能とするなど柔軟な対応を実践し、より多くの方に参加してもらえるような方法を検討する。</p>
125	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)「健やか力」応援事業	<p>[事業の事業評価(アンケート)について]</p> <p>レッツ・スタート・ウォーキング事業における参加者アンケート結果の原本を県は入手しておらず、事業委託先にて保管されている状況であった。確かに、県は委託先作成のアンケート集計結果は入手しているため原本は手元になくとも問題ないとも考えられるが、当該アンケート集計結果に記載されているデータは、実際に行ったアンケート内容と比較すると情報量が不足しているという重要な問題が認められた。</p> <p>今後は、過去も含めたアンケート結果を委託先より入手し、適切な事業評価の一環として利用する必要がある。</p>	<p>「健やか力」応援事業は平成28年度で終了した。</p> <p>参加者におけるアンケートは原本を業者から受領し、事業評価の一環として利用した。</p> <p>具体的には、職場の仲間同士で参加することが運動継続に効果的だったとの声が多かったことから、働き盛り世代が運動を習慣化するためには事業所による運動習慣の定着の働きかけが効果的であると考え、青森県健康経営認定制度においてはこの点を要件の一つとして設定した。</p> <p>また、今後の同様の事業を実施する場合においても、アンケート結果の原本を受領し、事業評価に役立てることとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
126	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)「健やか力」応援事業	<p>[青森県食生活改善推進員連絡協議会との委託契約について]</p> <p>本事業では、地域・職域におけるヘルシーあおもり健活メニュー普及事業について、青森県食生活改善推進員連絡協議会(以下「県改善推進協議会」という。)と委託契約を締結している。しかし、事業の計画段階から、県改善推進協議会との契約が前提となっているのではないかという疑念がある。</p> <p>まず、契約方法として随意契約が選択されているが、その理由としては、委託事業の内容に触れながら「その委託先については、行政と協力しながら、日頃から主体的に地域での料理講習会や食に関する健康情報の普及啓発活動を行い、地域住民の食生活改善運動を行っている同協議会のほかにいないこと」とされている。</p> <p>次に、予定価格調書の作成及び見積書の徴取が省略されている。その理由としては、県が事業実施に係る経費を積算し相手方に依頼して実施するものであること、及び、県が積算した金額で受託するかどうか相手方の意思を確認して委託するものであることが挙げられている。</p> <p>さらに、支払方法として、通常用いられる精算払いではなく、概算払いによっている。その理由は、ボランティア団体であり、財政的に余裕のないためとされている。</p> <p>ところで、県改善推進協議会より県に提出された実績報告書によると、委託料から研修会開催を目的として支出された旅費160,580円に、6月25日の事業打合せ会49,670円と11月16日の事業報告会25,960円の旅費が含まれている。この2日は、協議会の理事会開催日と重なっており、理事会に出席するための旅費が本事業の委託料から支出されたこととらえることもできる。</p> <p>しかし、本来、委託料には事業の実施に必要な支出のみが含まれるべきであり、理事会開催の旅費を本事業の委託料が負担するというのは合理的ではない。一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準を参考にすると、事業費と管理費は区分すべきであり、仮に理事会の開催費用のような管理費を補助すべきであれば、事業とは分けて、別途補助するのが望ましい。委託事業の委託料に協議会の管理費が混入することは、事業自体に経費がどの程度かかるのかを把握しにくくなり、単独の事業を純粋に評価することを困難にするおそれがあるため、適切ではないと考える。</p> <p>さらに、役員が理事会に出席するための旅費が委託料に含まれているとすると、予定価格調書の作成及び見積書の徴取の省略の理由である、事業運営上ギリギリの経費を県が積算しているという県の主張は、合理性を欠いていることになる。また、支払方法が、精算払いではなく概算払いであることや、協議会を事業実施可能な唯一の団体として随意契約により委託契約を締結することの合理性も揺らいでくる。</p> <p>事業の委託と管理費の補助を区分するとともに、費用対効果を勘案した事業の実施・不実施を、原則的方法から検討することが必要であると思われる。</p>	<p>「健やか力」応援事業は、平成28年度で終了した。</p> <p>今後、類似の事業を実施する場合は、受託者において支出が想定される経費について、委託事業との関連性や必要性を精査し、委託契約に係る経費の中に管理費に相当する経費を含まないように積算することとした。</p>
128	不当事項	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマモル環境整備事業	<p>[補助金交付先からの消費税仕入控除税額の返還について]</p> <p>補助金交付要綱第4(5)には、補助事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により知事に報告する定めになっているが、事業担当者等の知識の欠如により、監査時点で全くその手続きが一切行われていなかった。</p> <p>監査人が担当者に対して、各医療機関等に問い合わせを依頼した結果、消費税仕入控除税額の返還額が5件2,975円あることが判明したため、県は返還手続を行う必要がある。</p> <p>補助事業を実施する場合には共通して、補助金受給者が消費税課税事業者である場合には、消費税仕入税額控除返還額が発生する可能性がある。受給者は、消費税計算方式についての詳細な知識を持たない場合が多く、補助事業を実施する場合には、事業者等に対して、事前に詳細な事前説明と慎重な確認事務を行わなければならない。</p>	<p>消費税仕入控除税額の返還が必要な事業者に対して返還を求め、平成29年2月23日までに全額返還された。</p> <p>当該事業の平成28年度の実施にあたっては、交付申請時に、消費税仕入控除額の申請手続きについて事業者へ説明し、当該手続きの徹底を図った。</p> <p>また、今後、類似の事業を実施する場合にも、補助事業者に対して当該手続きの徹底を図るとともに、事務手続きが適正に行われているかを定期的に確認することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
129	指摘	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	<p>[支援実績報告書等の未作成について]</p> <p>若者の禁煙サポート推進事業実施要綱において、保険者において、モニターが継続的な治療を受けられるよう、モニターごとに作成する「青森県若者の禁煙サポート推進事業に係るモニター支援計画書」(様式第6号)(以下「支援計画書」という。)及び支援計画に基づき治療継続についてのサポートが行われたかを把握するための「青森県若者の禁煙サポート推進事業に係るモニター支援実績書」(様式第7号)(以下「支援実績報告書」という。)を作成する規定になっている。しかしながら、保険者の協力支援が受けられず、県が単独で対応した5人については、支援計画書や支援実績報告書が未作成であった。モニター支援の計画や実際の記録は事業実施の証となるものであり、たとえ保険者でなく県が実施したとしても、この書類は作成すべきであった。</p>	<p>煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。</p> <p>当該事業の平成28年度の実施にあたっては、禁煙に係る支援を県が直接実施した事例について、県で書類を作成し、適正な事業の執行に努めた。</p> <p>また、今後、類似の事業を実施する場合にも、補助金の執行管理を複数人で行い、事務手続きが適正に行われているかを確認することとした。</p>
129	指摘	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	<p>[変更届の未作成について]</p> <p>当事業によって、禁煙モニター登録41人のうち37人が治療を開始し、そのうち33人が禁煙に成功している。禁煙治療を途中で終了した4人からは、若者の禁煙サポート推進事業実施要綱において「青森県若者の禁煙サポート推進事業モニター登録内容変更届」(様式第5号)(以下「変更届」という。)を、保険者を經由して県に届け出ることになっているが、未入手となっている。連絡が取りにくいなどの事情もあったと説明があったが、その場合は、保険者等から未入手に係わる顛末書などを入手すべきであった。</p>	<p>煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。</p> <p>当該事業の平成28年度の実施にあたっては、交付申請時に事業者に対して説明を行い、実施要綱に基づく書類の提出を徹底した。</p> <p>また、今後、類似の事業を実施する場合にも、補助事業者に対して要綱等に規定する各手続きの徹底を図るとともに、補助金の執行管理を複数人で行い、事務手続きが適正に行われているかを確認することとした。</p>
130	指摘	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	<p>[実績報告書の記載誤りについて]</p> <p>医療機関等から提出される事業実績報告書において、添付書類として提出する歳入歳出決算書において、記載誤りが2件あった。単純な記載ミスであるため、補助事業の確認事務を徹底する必要がある。</p>	<p>煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。</p> <p>当該事業の平成28年度の実施にあてては、複数人で補助事業の書類記載内容の確認を行い、必要に応じて、補助事業者に対して書類の補正等を求め対応した。</p> <p>また、今後、類似の事業を実施する場合にも、補助事業者に対して適正な書類の作成を徹底するとともに、提出書類の確認作業を複数人で行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
130	指摘	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	<p>[感染症予防事業費等国庫補助金の実績報告書について]</p> <p>感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(以下「感染予防負担金」という。)の実績報告書と決算統計節別集計表との不整合があった。総額では一致しているものの、誤った国への実績報告であり、積算内訳も根拠のない記載内容である。事業担当者と決算担当との連携不足が原因であり、国に対して真実かつ適正な実績報告を行うべきである。</p> <p>また、若年の禁煙サポート推進事業(県単事業分)は計画申請していなかったが、当該事業の経費を補助対象経費として実績報告し、補助を受けている(打合せ旅費等17,475円、使用料及び賃借料72,000円)。そもそも若年の禁煙サポート推進事業経費を、感染予防負担金の健康的な生活習慣づくり重点化事業のたばこ対策促進対象経費とするのであれば、計画段階で入れておくべきである。</p>	<p>煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。</p> <p>平成27年度の国庫補助金については、国に報告し、補助金額に変更等が生じないことを確認した。</p> <p>今後、国庫補助金を活用した事業を実施する場合には、事業計画段階から内容を精査するとともに、実績報告に際しては、決算額との一致を図ることとした。</p>
131	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	<p>[事業別の節別集計表について]</p> <p>①使用料及び賃借料について</p> <p>煙からマحول環境整備事業費の若年の禁煙サポート推進事業の説明会場使用料244,700円を、3事業に分割して決算統計節別集計表に計上している。実際にかかった経費を事業別に集計処理すべきである。</p> <p>②役務費(通信運搬費)について</p> <p>がん・生活習慣病対策課全体の通信運搬費は、郵便料・電話代・宅配便代・保健所令達分通信運搬費などで構成され、課全体の6,271,621円のうち郵便料と電話代については総額2,850,730円である。宅配便代などは、発送毎に事業別に按分計上しているとの説明を受けたが、郵便料等について明確な按分基準なく、予算額を基に約15事業に金額配賦している。このうち、煙からマحول環境整備事業の1事業について、郵便料等のうち980,250円、課全体の3分の1超が配賦されており、国庫の2分の1補助を受けている。確かにこの事業は郵便発送部数が多い事業ではあるが、実際の発送部数と郵便料等の配賦金額とが適正であるかについては、現状では説明資料もない。国庫から補助を受ける以上、合理的な配分基準を設け、計算すべきである。</p>	<p>煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。</p> <p>役務費(通信運搬費)については、平成28年度決算から、毎月の支払の都度、各事業の実績規模に応じて配分することとした。</p>
131	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	<p>[モニター者決定の条件の遵守について]</p> <p>若者の禁煙サポート推進事業における禁煙モニターの募集対象要件について、概ね40歳未満対象としていると記載があるが、実際に対象になった人には40歳を超えている人2名が含まれていた。これらの人は、県の判断で、四捨五入の取扱いとしてモニターに決定したものである。県は予算超過を懸念していたとのことだが、実際は大幅な減額補正をしており、審査及び患者間の公平性の観点からは、他の医療機関等にも四捨五入の取扱いを告知することで、モニター対象者の要件を統一した方が望ましかったと考える。</p>	<p>煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。</p> <p>当該事業の平成28年度の実施にあたっては、禁煙治療費助成の対象者について「概ね40歳未満の者」ではなく、「平成29年3月31日時点で40歳未満の者」と基準を統一した上で事業を実施した。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
131	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	[アンケートの集計の実施について] 若者の禁煙サポート推進事業において、3か月後の追跡調査を実施しているが、アンケートの集計を行っていないかった。担当者からは3か月後の禁煙脱落者はいないと説明を受けたが、アンケートを見たところ、実際は、1人脱落者がいた。今後の事業実施に活かすため、アンケート結果を分析検討することは有効である。	煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。 平成28年度事業において、アンケートの集計を行い、今後の事業実施に生かすこととした。
131	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)煙からマحول環境整備事業	[若者の禁煙サポート推進事業の有効性について] 当事業による補助金は、補助対象を個人ではなく医療機関等を補助対象としている。自由診療であるため、同じ診療内容でも医療機関等によって、算定する補助対象金額に幅があり、客観的・統一的な金額での補助金交付となっていない。また、医療機関等を補助対象としたことで、消費税仕入控除税額の問題も生じ、事務手続きは非常に煩雑となった。また、交付要綱等の決定手続きの遅れにより、10月からの事業実施となり、禁煙期間が年末年始に重なったことが、禁煙モニターが思ったように集まらなかった一因(当初計画6ヶ月で120人だったが、実績は4か月で41人)となった可能性がある。国の平成28年度診療報酬改正により、35歳未満のブリンクマン指数200以上の要件が廃止となり、未成年者への保険適用も可能になったため、当事業は、平成27年度限りの事業となった。平成28年度は、新たな仕組みの補助事業として、企業・団体等で若者の禁煙に取り組む職員をサポートする事業が開始されている。県の重点枠事業でもあり、より効果的な事業を目指した今後の取組を期待したい。	煙からマحول環境整備事業は平成28年度で終了した。 平成28年度事業において、補助対象者を「従業員の禁煙支援に取り組む企業・団体等」とし、事業終了後も継続実施が見込めるような効果的な事業内容に見直した。
133	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)「健やか力」向上推進事業	[事業の成果指標の設定について] 当事業は重点枠事業であるが事業の成果指標は設定されていない。当事業において「健やか力」を定着させることに主眼が置かれているのであれば、「健やか力」の定着具合を確認できる成果指標を設定することも検討されるべきである。有効な事業評価を可能にし、更なる効果的な事業を進めることができるようにするためにも、適切な成果指標の設定が必要である。	「健やか力」向上推進事業については、平成27年度で終了した。 今後、類似の事業を実施する場合は、当該事業の性質・目的に応じて、有効な事業評価を行うためにはどのような成果指標が適切かを精緻に検討し、設定することとした。
134	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)「健やか力」向上推進事業	[保健所に令達されている普通旅費について] 当事業において、県内4保健所に対して普通旅費がそれぞれ25千円令達されている。この普通旅費について、当初予算の積算上は、当事業で開催を予定していた研修会の参加旅費に対する支出である。しかし、各保健所の支出明細を確認したところ、支出内容のほとんどが健康に関連する業務の移動旅費に関するものであった。決算額として計上されている普通旅費の大部分が当初予算で支出を見込んだ内容とは異なる性質のものである場合、予算と実績を対比しても、予算と実績の支出内容が異なるため、有効な事業評価を行うことができない。PDCAサイクルで有効な事業評価を可能にするためにも、適切な内容で予算計上を行い、決算額についても当事業の研修会参加旅費を計上すべきである。	「健やか力」向上推進事業については、平成27年度で終了した。 今後、保健所に予算を令達する場合は、予算計上の段階から事業内容を精査し、決算の段階においても実績報告を精査するとともに、定期的に事業の進捗状況や予算の執行状況等を確認することにより、事業の実績値の正確な把握に努めることとした。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
135	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)市町村等「健活」推進支援事業	<p>[事業の成果指標の設定について]</p> <p>当事業は重点枠事業であるが事業の成果指標は設定されていない。当事業において「健やか力」を定着させることに主眼が置かれているのであれば、「健やか力」の定着具合を確認できる成果指標を設定することも検討されるべきである。有効な事業評価を可能にし、更なる効果的な事業を進めることができるようにするためにも、適切な成果指標の設定が必要である。</p>	<p>市町村等「健活」推進支援事業については、平成27年度で終了した。</p> <p>今後、類似の事業を実施する場合は、当該事業の性質・目的に応じて、有効な事業評価を行うためにはどのような成果指標が適切かを精緻に検討し、設定することとした。</p>
135	意見	がん・生活習慣病対策課	(細事業)市町村等「健活」推進支援事業	<p>[決算統計節別集計表の委託費計上額について]</p> <p>委託契約のうち肝炎ウイルス検査事業委託料356,640円の事業実態は、他の事業である「緊急肝炎検査事業費」(監査対象外)である。この点を担当者へ質問したところ、緊急肝炎検査事業費が既に予算を消化済みであるため、市町村等「健活」推進支援事業費に計上しているとの説明を受けた。</p> <p>また、この肝炎ウイルス検査事業委託料は、肝炎ウイルス検査事業について委託している医療機関から請求のあった平成28年3月実施分593,490円の一部であり、一つの取引を2事業に意図的に配分していることもわかった。</p> <p>このように、市町村等「健活」推進支援事業とは関係のない事業費が計上されているため、予算と実績を対比しても無意味であり、有効な事業評価を行うことができない。PDCAサイクルで有効な事業評価を可能にするためにも、適切な内容で予算計上を行い、決算額についても当事業で負担すべきものを計上すべきである。</p>	<p>市町村等「健活」推進支援事業については、平成27年度で終了した。</p> <p>今後は、予算計上の段階から事業内容を精査するとともに、決算の段階においても実績を精査し、事業の実績値の正確な把握に努めることとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
136	意見	がん・生活習慣病対策課、三八地域県民局地域健康福祉部、下北地域県民局地域健康福祉部	(細事業)市町村等「健活」推進支援事業	<p>[事業実績報告額と令達額(実支出額)との相違について]</p> <p>当事業は事業の一部を県内の6保健所を通じて実施しており、事業費の一部を各保健所へ令達し、事業が完了した場合には、保健所は実績報告書及び経費精算額調を本庁のがん・生活習慣病対策課に提出する事務ルールになっているが、本庁が保健所へ事業費分として令達し保健所の当事業の支出額として把握している金額と、保健所が事業実績として報告している経費精算額に大きな差異が発生している。換言すれば、報告側と受取側とで、金額の相違が生じている。</p> <p>『平成27年度市町村等「健活」推進のための地域診断事業実績報告書』、「平成27年度令達合計」、「平成27年度不用額合計」等の各種書類及び担当者へのヒアリング等を参考にすると、このギャップの原因は以下のように考えられる。</p> <p>①そもそも予算編成時に出先機関である保健所が予算要求した事務ではなく、本庁の担当課が割り当てた予算であるため、予算と事業との関連性を強く認識していないこと。</p> <p>②従って、保健所は令達額の把握はできるものの、当該令達額を具体的にどのように有効活用するかを検討せず、単なる振当てられた予算として消化する傾向にあること。</p> <p>③保健所の担当者の意識として、政策経費予算(本庁令達)と庁舎管理運営費予算を特に区分して執行していないこと。その結果、政策経費予算を消化したのちに運営費予算を消化しようとする事。</p> <p>④令達され事務事業を実施した場合の承認は保健所で完結しており、本庁へは報告のみであるため、本庁の牽制機能が働いていないこと。</p> <p>⑤本庁では保健所から報告された経費精算調をチェックしていないこと(原本は綴られているのみで他の書類と照合したような証跡は無かった)。</p> <p>これらのことを改善するためには、本庁が企画立案した事業を出先機関である保健所が実施した際、本庁は適時に保健所を統制できる環境を整えること、本庁担当者は保健所からの報告書を適正にチェックし、誤り等があれば是正を促すこと、そして何より本庁担当課と出先機関である保健所の連携体制を確立することによって事業の実施状況を適正に評価することが必要である。</p>	<p>市町村等「健活」推進支援事業については、平成27年度で終了した。</p> <p>今後、保健所に予算を令達する場合は、予算計上の段階から事業内容を精査し、決算の段階においても実績報告を精査するとともに、定期的に事業の進捗状況や予算の執行状況等を確認することにより、事業の実績値の正確な把握に努めることとした。</p>
140	不当事項	がん・生活習慣病対策課	歯科口腔保健推進事業	<p>[国庫補助金請求額の誤りについて]</p> <p>当事業は、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき、対象経費の2分の1の国庫補助金が県に交付されるが、平成27年度の国への報告資料の補助金交付申請書類に下記の事務誤りが発見された。</p> <p>①国への報告資料(補助金交付申請資料)の補助対象経費に含まれるべき、共済費45,669円分が集計漏れになっており、請求額に含まれていなかった。原因は、担当者が実績報告書を作成する際の集計誤りであり、この結果、請求額が過少となり、本来、国に請求できた金額23,000円が、県の負担となっていることが監査により判明した。</p> <p>②国への報告資料において、本来、当事業の旅費とすべき支出7,720円を誤って、訪問歯科保健指導事業(歯科疾患予防事業)に集計して、報告書を作成していた(全体の補助金交付額には影響していない)。原因は、保健所からの令達した予算の支出実績の報告は、事業別に区分していないために、本庁の担当者は手作業で事業別に集計することになるが、その集計作業の事務誤りである。</p> <p>③当事業の需用費の内訳として、消耗品と印刷製本費について、その区分を正確にしていなかったため、国への報告資料上での区分も、決算節別集計表上での区分も誤っていた。国への報告資料上の印刷製本費は、1,147,803円が正当である。</p> <p>④国への報告資料である歳出算定内訳別対比表上の需用費の明細に関して、ポスターの枚数や内容が事実とは異なる。</p> <p>上記の事務誤りが発生した原因は、現行の実務上、国への資料作成時に、保健所(出先機関)が作成した資料を基に、所管課担当者が該当分を手作業で拾い上げていること、また、保健所から所管課に提出される令達予算の執行実績は、事業別に区分処理していないことの2つである。つまり、県の事務が、事業別に決算額を集計してはいるものの、事業間の流用事務を統制せずに行われていることから、真実の数値を示していないことに起因する誤りなのである。</p> <p>本来、このようなミスは、県庁と出先機関との相互チェック機能により検出されるべきものであるが、所管課は保健所の事務を知らないことから、数値の整合性を確認することもできなかったと言える。</p> <p>この国への実績報告書は、正しい数値に訂正して国に再提出することが必要である。但し、県の誤りであるため、①の過少金額について、再請求することはできないと説明があった。また、事業別決算数値を無視または軽視する感覚が、引き起こしたともいえる大きな誤りであり、再発防止に努める必要がある。再発防止策としては、事業を行った保健所が令達予算分について事業別かつ節別に報告資料を作成し、それを国への実績報告書作成時に参照またはチェックするという体制が望ましいと考える。</p>	<p>平成27年度の国庫補助金については、国に報告し、補助金額に変更等が生じないことを確認した。</p> <p>また、再発防止のため、保健所(口腔保健支援センター併設)と打合せを行い、事業を行った保健所が令達予算分について事業別かつ節別に報告資料を作成し、それを国への実績報告書作成時に当該が参照またはチェックする体制とした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
142	指摘	がん・生活習慣病対策課	歯科口腔保健推進事業	<p>[ポスター印刷費について]</p> <p>ポスターの印刷は、平成26年度に見積もり合わせで契約した業者に、27年度も参考見積もりを依頼した。すると、前年度のような安い金額にはならない旨の説明があり、県は支出額が増えることを懸念したとのことで、必要部数が2,000部(A2サイズとA3サイズをそれぞれ1,000部)のところ、とりあえず200部を印刷する見積もりを依頼し、見積り合わせの方法により同業者を選定した。この200部の印刷を発注した結果、その業者に著作権が生じ、全く同じデザインで追加印刷する際に、残りの1,800部を同一の業者に随意契約の方法により委託して製作している。</p> <p>2,000部の必要部数が決まっているなら2,000部で見積もり合わせして、依頼業者を決定すべきであり、明らかに、不自然で非合理的な分割発注事務と思われる。最初の200部の見積もり合わせに参加した業者は、2,000部の見積書を出す場合には、より低い価格を提示することが一般的と考えられるから、この追加発注した契約方法は公平ではない。また、結果として、最初の200部分は、割高な単価での購入となったため、計算上12,636円だけ割高な支払いをする結果となった。なお、選定された業者は、結果的に前年度と同じ業者であったが、平成27年度は26年度よりも、46,116円も高い価格になっている。県としては、公平かつ全体として最も安価な契約事務を心がけるべきである。</p>	<p>今後、ポスター発注等に当たっては、年間必要部数すべてについて、一括して見積もり合わせを行い実施することを徹底することとした。</p>
142	意見	がん・生活習慣病対策課	歯科口腔保健推進事業	<p>[決算統計節別集計表の委託費計上額について不正確な記載について]</p> <p>平成27年度の決算統計節別集計表の財源の欄について、国庫支出金3,265,000円と記載されているが、正しい交付額は3,000,000円である。差額の265,000円は、障害者等歯科医療技術者養成事業で受け取る分なので、当事業とは別事業の交付金である。</p> <p>この障害者等歯科医療技術者養成事業は国の8020運動・口腔保健推進事業に含めるべきものだったので、その事業の決算額との間で、財源について入り繰りがあることになる。</p> <p>また、前述の通り、需用費の内訳として、消耗品と印刷製本費について、決算節別集計表上での区分も誤って記載されていた。印刷製本費は1,147,803円ではなく、347,813円、消耗品費は88,964円ではなく、894,005円が正しい。同じ需用費の中の入り繰りではあるが、内訳として表示される内容なので、正確に表示するべきである。</p>	<p>歯科口腔保健推進事業については、平成27年度で終了となったが、後継事業である歯と口の健康づくり推進事業においては、8020運動と口腔保健推進事業を合わせて事業を実施しており、別事業の補助金を計上することはなくなった。</p> <p>また、今後は、予算計上の段階から事業内容を精査するとともに、決算の段階においても実績を精査し、事業の実績値の正確な把握に努めることとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
143	意見	がん・生活習慣病対策課	歯科口腔保健推進事業	<p>〔歯科口腔衛生の数値と事業推進について〕</p> <p>青森県健康増進計画「健康あおもり21(第2次)」によれば、本県は、80歳で20本以上の歯を有する者の割合(本県の現状値は22.0%)や、3歳児の虫歯のない者の割合(本県の現状値は62.6%)が、全国(それぞれ、40.2%、77.2%)に比較して劣っている実態がある。他方、県が平成26年度に青森県歯科医師会に委託して行った調査結果報告書によると、80歳以上で20本以上の歯を有する者の割合は50%を超えていたことが報告されている。このような統計データは、母集団の設定、実施時期、実施方法によって、数値が変動することが多く、本県の歯科口腔衛生面の統計数値が悪い原因を、県として明確な原因をつかめている訳ではない。県民の生活習慣や食習慣として、幼児に甘いものを与える家庭が多いとか、喫煙率が高いといった、ある意味で漠然としたことが原因と考えている。特に、小児期の虫歯予防の知識の普及や間食指導の徹底は、正に食育の重要性、理念の啓発と浸透と相通ずる関係にある。</p> <p>口腔保健支援センターの活動は、国の事業費負担で行われ、歯の健康に関する意識向上に寄与していると推測されるが、食育の観点からも、ますます重要性が高まることから、更なる施策の推進を期待したい。</p>	<p>生活習慣や食習慣は、むし歯や歯周病の発症に大きな影響を与えており、食育の推進はきわめて重要と考えられることから、口腔保健支援センターでは、食育の観点からの施策の更なる推進に努めていくこととした。</p>
143	意見	がん・生活習慣病対策課	歯科口腔保健推進事業	<p>〔口腔保健支援センター運営委員会について〕</p> <p>監査の際、運営委員会の議事録やその会議資料が、本庁で保管整理されていなかった。口腔保健支援センターの運営は、東地方保健所で行うといっても、その取組方針に関する内容を本庁でも情報共有しておくべきであり、議事録等が、本庁で把握できる環境にないのは問題である。</p> <p>また、運営委員会が、平成26年度は年1回しか行われず、その時期も7月30日と設置初年度の取組方針の決定のタイミングとしては、遅いと思われる。平成27年度も予算積算上は、年間3回の開催を予定していたが、結果、2回の開催になっている。運営委員会は、センターの運営上、重要な会議体なので、開催時期、開催頻度について、再考する必要があるのではないかとと思われる。</p> <p>出席状況については、運営委員の一人である県教育庁スポーツ健康課長は、これまで、一度も会議に出席していない。代理として、養護教諭の資格があり、現場をよく知る指導主事が毎回出席しているが、代理出席を認めているとはいえ、任命されているにもかかわらず、担当課長が一度も出席していないのは、他の委員に対して失礼なように感じられる。歯の健康について、県が真剣に取り組むのであれば、多忙のため出席できない課長より、代理の指導主事を最初から委員として任命した方が、互いに責任感を持った有意義な運営委員会になるとと思われる。</p>	<p>口腔保健支援センターの取組方針については、逐次本庁に情報提供し、運営委員会の議事録は作成次第速やかに提供することとした。</p> <p>運営委員会の開催については、適切な時期に年間2回開催することとした。</p> <p>運営委員会の委員である教育庁スポーツ健康課長の同委員会への出席については、同課より今後は委員が出席するとの回答を得た。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
146	指摘	こどもみらい課	保育所発！子ども元気スリムプラン事業	<p>[保育連合会実施事業に関する補助金の積算と確認について]</p> <p>保育連合会実施分の支出予定額については、補助金交付申請書に添付される資料に費目ごとの合計額が記載されているだけで、詳細な積算金額は記載されておらず、所管課の担当者も積算金額の詳細を把握していなかった。保育連合会実施分の補助金は実施保育所等と比較すると多額であるのだから、より詳細な積算内容を把握した上で、保育連合会の事業計画の審査を行うべきである。特に役務費はモデル園用ファイル作成費、報告書作成費のそれぞれの積算内容を把握して然るべきである。</p> <p>中でも、役務費は支出予定額全体の7割弱を占めている一方で、実支出額が支出予定額の4%しか支出されていないように、事業計画に対する実績が大幅に乖離している。この乖離の原因を所管課の担当者を確認したところ、選定された保育園用に事業実施内容をまとめたファイル冊子の作成を電子データによる配布対応に変更したことによるものとの回答があったが、当初計画の積算内容を担当者が知らないため、事業者側からの発言を信じる以外に方法はない。</p> <p>事業者側の計画書、ドキュメントとして配布する事業に対して補助制度を創設したのに対して、大幅な事業変更があったのであれば、交付要綱第4条(1)に定められた事業内容変更時の対応として、知事の承認を受ける必要がある。事業変更後の事業内容により補助金の目的が達成可能かどうかの判断を基に、同じ補助金交付要綱で対応可能なかどうかの検討がなされるべきであった。</p> <p>平成27年度分について、この補助金に係る県と保育連合会の事務の時系列表から明らかになった事務の不透明性は、補助金交付申請が3月28日に6,069千円で提出されたにもかかわらず、わずか8日後には実績報告が2,513千円で提出されているという点と、補助金交付要綱が11月6日に施行されているにもかかわらず、4月1日に遡って適用されていることである。また、保育連合会から提出された公文書は、実績報告書と請求書では日付と番号が逆転しており、当事者間において何らかの事情が発生したことが十分考えられる。また、これらの点について平成26年度の事務も確認したところ、交付要綱の施行は平成27年3月27日で、平成26年4月17日に遡り適用されているという異常性も同様である。</p> <p>この点からも、交付決定後の変更が極めて短期間に行われている事実と、決定後の変更を知事承認が必要とされる交付要綱第4(1)への準拠性への疑念が生じること、事業の実施状況が事業実施要領に従って適正に行われたかどうかの実質的な確認事務ができていないと言ったことができよう。</p> <p>これらのことから、そもそもの補助基準額の詳細な積算内容を県が把握できていない問題に加えて、交付先における事業実施(変更)内容が交付要綱に従っているかどうかの検証事務がなされなければならないと考えた。</p>	<p>事業計画と実績の乖離については、事業者が実際の事業計画によらず、概ね補助基準額(上限額)での補助金交付申請を行ったこと、及び県において、その事業計画の内容確認が不十分であったことが要因であることから、平成28年度事業においては、補助金交付申請に当たり事業積算内訳を提出させ、事業計画の適正性の確認を行うとともに、補助事業の内容について変更する場合は、交付要綱の規定に基づき、知事の承認手続きを行うよう指導した。</p>
149	意見	こどもみらい課	保育所発！子ども元気スリムプラン事業	<p>[保育連合会実施事業に関する補助対象経費の確認手続について]</p> <p>保育連合会実施分に関する補助対象経費の実支出額について、所管課では、保育連合会より支出伺・支出伝票、請求書や領収書のコピーを入手し、実支出額の確認事務を行っている。支出伺・支出伝票、請求書や領収書のコピーが綴られたファイルを開覧したところ、請求書は綴じられていたが、支出伺・支出伝票が綴じられていないものが1件発見された(起案日:平成28年2月22日、印刷製本費27,648円)。支出伺・支出伝票には上席者の承認決裁印も確認できるため、上席者未決裁の支出が実支出額に含まれていないかという不当性の観点からは、支出伺・支出伝票の確認は非常に重要な手続きである。よって、県の実支出額の確認にあたっては、支出伺・支出伝票は漏れなく入手する必要がある。</p>	<p>平成28年度事業においては、補助金実績報告書に当たり、実支出額の確認のための支払証拠書類を提出させるとともに、確認を行った。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
149	意見	こどもみらい課	保育所発！子ども元気スリムプラン事業	<p>[当事業の成果指標について]</p> <p>当事業の成果指標は、3歳児から5歳児の肥満傾向児の出現割合のブロック別調査結果としており、県全体での肥満傾向児の出現割合が平成26年度の10.8%から平成27年度には9.5%へ減少したことをもって改善傾向が確認されたとしている。</p> <p>「保育所発！子ども元気スリムプラン事業実施報告書(平成28年3月)」を閲覧したところ、児童生徒に対する効果的なプログラムの進め方等の教育的見地からの考察のほか、児童の歩数が増えた(Aプログラム)、咀嚼回数が増えた(Bプログラム)、野菜摂取量が増えた(Cプログラム)という結果が総括されている。</p> <p>県では、当事業の成果指標を県内保育所全体の肥満出現率の減少としているが、監査日時点において、保育プログラムを実施した30か所の保育園の児童の肥満出現率の把握すら行っていない。県内全体での肥満出現率の変動は様々な要因が複合的に影響を与えるだろうし、当事業における保育プログラムを30園分だけ実施したことだけでは、統計値の母数としては少ないのは確かであるが、肥満傾向児の出現割合の減少という政策課題に対して、当事業による効果・影響があったのか検証することは必要なことで、有益なものとする。そもそも、当事業は、就学前児童の肥満に関するデータは、幼稚園のみ存在しており、保育所のデータがないことに対する対応策でもある。</p> <p>事業の効果を最大限に活かすためには、保育プログラムを実施した30か所の保育所における肥満出現率を把握し事業成果として評価することによる効果的なPDCAサイクルを構築することに加え、Aプログラム、Bプログラム、Cプログラムそれぞれの肥満出現率を分析することで、最も効果のあるプログラムの把握、プログラムの改良、プログラム間のベストな組み合わせの開発等に利用し、今後、他の児童にも広げていくことを要望する。</p>	<p>本事業は、平成28年度をもって終了した。</p> <p>今後、類似の事業の実施にあたっては、追跡調査が可能となるような仕組みを盛り込み、より効果的な事業となるよう見直すこととした。</p>
150	意見	こどもみらい課	保育所発！子ども元気スリムプラン事業	<p>[当事業に配分された需用費について]</p> <p>平成27年度決算統計節別集計表によれば、当事業の需用費に662千円が計上されており、その内容を所管課の担当者に確認したところ、コピー代とのことであった。そのコピー代の配分根拠となるものを提出依頼したところ、配分根拠となるものはないとの回答であった。当事業に計上されるべき需用費は当事業において使用したコピー代であり、コピー代は様々な事業で使用されるため、合理的な基準を設けて配分すべきである。配分根拠がなく当事業に配分された需用費は予実対比では全く意味のないものであり、事業評価に全く役立たないものといえる。</p> <p>PDCAサイクルにおいて適切な事業評価に資するためにも、需用費の配分は合理的な基準に基づいて行われるべきである。</p>	<p>平成28年度決算においては、課の共通経費である需用費(コピー代)について、各事業の使用枚数等に基づき配分し、その根拠を明らかにした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
152	意見	スポーツ健康課	いきいき青森っ子健康づくり事業	<p>[健康教育実践資料の印刷製本費について]</p> <p>健康教育実践研究支援事業において、健康教育実践研究校の2年間の実践活動をまとめたものを健康教育実践資料として2年に1回の頻度で製本している。直近では、平成25、26年度の実践活動をまとめたものを平成26年度に製本している。平成27年度の当初予算見積額説明の資料を確認したところ、印刷製本費471千円として平成26年度と同じ「実践研究中間報告書印刷製本」という名目で予算計上がなされていた。平成27年度は健康教育実践資料の製本が予定されていないのになぜ予算として計上されているのかという点について所管課の担当者に確認したところ、健康教育実践資料とは別にがん教育についての報告書作成を目的として予算計上したが、最終的には報告書の作成には至らなかったとの回答であった。がん教育についての報告書作成を目的としているのであれば、「実践研究中間報告書印刷製本」とは別の名称で予算見積額説明に記載すべきである。</p> <p>また、がん教育についての報告書作成に関する検討過程がわかる資料については、関連する新聞記事1件のみが提示され、検討過程がわかる文書は全く残っていないとの回答であった。新聞記事1件のみの提示では、そもそもがん教育についての報告書作成が行われていなかったのではないかという第三者の疑念を払拭することはできない。また、検討過程がわかる文書が残っていないということは、がん教育に関する報告書を作成することとなった経緯、作成の目的、報告書を作成することで期待される効果、予算の積算過程等が課内で全く不明ということであり、報告書を作成した後に行うべき事業の評価すらできない結果となる。事業の評価を適切に行うためにも、そのような検討過程がわかる文書を保存しておくべきである。</p> <p>さらに、この印刷製本費の当初予算471千円の支出実績を分析した結果、主にスポーツ健康課の一般的な事務用品購入のために消化されていた。健康教育実践活動、がん教育の何れについても報告書の作成実績がないのであるから、このような課全体に関する運営管理費の支出は、当事業に負担させるべきではないと考える。なぜなら、事業を改めて評価する際に、当事業の決算額と事業遂行の実態との間に乖離が生じてしまい、事業の適切な評価が困難になってしまうからである。</p>	<p>予算計上の際の項目名の設定については、適切な名称となるよう注意することとした。</p> <p>また、政策形成における検討過程に係る文書の作成・保存については、「青森県公文書管理要綱」に基づき、文書の重要度に応じ適切に対応することとした。</p> <p>なお、平成28年度予算決算書類の調製時、事業遂行の実態と決算額とに乖離が生じないように、各事業の執行経費の正確な計上に努めた。</p>
154	指摘	スポーツ健康課	(細事業)あおもり型給食普及事業	<p>[指導教材の追加発注について]</p> <p>「青森県版食に関する指導教材(CD付きレシピ集)」の追加発注において、指導教材が図書にあたるということで物品購入調書により決裁を行っているが、財務規則で規定している図書の購入とは、出版されている図書の購入ということであり、県が作成したコンテンツを印刷製本し納品することを委託する場合には該当しないと思われる。追加発注においては、当初の委託契約に含まれていた発送業務は除かれているものの、印刷製本及びCDの作成・添付という作業内容は同一であり、委託契約が相当だったと考える。</p> <p>また、物品購入調書には、当該購入が、一旦作成を委託したのちの追加発注であるという記載は一切なく、あたかも、市販されている図書の購入であるかのような体裁を保持している。物品購入調書には、延べ20名分の押印があるが、市販されている図書の購入ではなく、指名競争入札を経た業務委託の追加であるという事実を、押印したすべての職員が認識していたかどうかは疑わしい。</p> <p>一般的に、財務規則も含めた法令やルールの解釈適用は、必ずしも一義的なものとはなっていないことが多い。したがって、少なくとも当該発注が、財務規則第271条第1項第4号にあたるかどうか、物品購入調書での決裁が適用されるべきものであるかどうかを判断するための情報は、物品購入調書に記載するべきであったと考える。</p> <p>さらに、当初から850部の作成・配布を計画していたならば、入札の結果、より経済性の観点から有利な条件で委託契約を締結できた可能性がある。また、今回は追加発注分も特に高額とも思えないが、追加部数について、非合理に高い価格を提示されても、初版をつくっている以上、他の業者に委託することが難しくなる事態もありうる。</p> <p>印刷物の作成等の委託に関しては、計画段階から必要部数を慎重に見積り、追加発注が生じないように留意することが望ましい。また、追加発注が生じた際には、決裁の方法について慎重に検討する必要がある。</p>	<p>執行経費の支出科目について疑義がある場合は、庶務担当から事業担当に逐次照会する等により、適正な財務事務の執行について、より一層注意することとした。</p> <p>また、印刷物の作成に際しては、作成部数について十分に精査するとともに、その内訳を起案に添付するよう指導した。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
157	不当事項	スポーツ健康課	(細事業) 青森っ子健康サポート事業	<p>[東通村への再委託契約について] 県は、国から委託を受けたスーパー食育スクール事業を、青森っ子健康サポート事業(スーパー食育スクール事業)として東通村に再委託している。</p> <p>①体験学習会講師の旅費について 平成26年度については、特段の定めがないため、東通村の旅費条例に従うならば、県内の場合の日当は支払われない規定になっているが、東通村の慣例により16,800円(2,400円×7人分)が支払われ、委託事業対象経費とされていた。 また、平成27年度の日当は、推進委員会会則第10条3項が改正されており日当を支払わないことが明記されているにもかかわらず、7,200円(2,400円×3人分)が支払われており、会則違反の支払が行われている。 内規等に従って支払いを行うことはルールに定められた原則であり、例外的な取り扱いをするのなら、内規等を改正するなどの手続きを経る必要がある。県では、東通村において、内規等や事業計画に従わない支出があることを確認した上で、委託事業対象経費となるのかどうか判断する必要があったと考える。</p> <p>②謝金の報酬単価について 平成27年度(平成27年7月27日)の推進委員会会議1時間に対して推進委員に謝金14,300円が支払われていた。これは、国の想定する上限報酬単価(実働2時間未満で7,000円)を大幅に超える単価である。 実態面として、委員は、1時間の会議後すぐに帰るわけではなく、その後も指導してもらっているとの県担当者による説明を受けたが、それならば書類上もその実働時間を証明する証憑(業務日誌)を残すことが必要であり、県はそのように指導するべきであった。</p> <p>③一者随意契約について 随意契約とし、また特別な理由で1人から見積書を徴取することについて、組織の承認を受けたとの主張のみで、納得できる合理的な理由説明を聞くことはできなかった。公の契約事務においては、経済合理性の観点から可能な範囲において相見積等を取り、最低価格業者を選定すること、また、相見積等をとらない場合や最低価格業者を選定しない場合は、理由選定書等でその理由を明らかにする必要がある。</p> <p>④活動量計の購入について 国に提出した購入計画書は、活動量計を児童用として136個(1個単価3,456円で総額470,016円)購入することになっていたが、教諭分8個を追加して144個(1個単価3,456円で総額497,664円)を購入していた。教諭用の活動量計の一部は、壊した児童が利用していたというが、教諭分の購入費用は国庫による委託事業対象外経費と考えられ、不適切である。活動量計は、児童が壊した時に追加購入するべきであった。</p> <p>⑤トナーの購入単価について 実際購入時には見積書よりも高い単価で購入していた。高くなった理由は、事業計画段階の概算見積であったからとのことだが、国庫事業であり、また、トナーは一般的な消耗品であり、可能な限り正確な見積を徴取し事業計画を作成するべきであった。</p> <p>⑥委託事業終了後の備品の管理について 委託事業において、タニタの体組成計を平成27年8月1日から平成28年1月31日までの間、498,960円(単価83,160円×6ヶ月)でレンタル(リース契約)していた。 委託事業終了後、半年以上が経過しているが、体組成計がそのまま東通小に放置されており、業者との間で、今後どうするかは決まっていないとのことだった。リース契約であるので、所有権はタニタにあるが、既に費用的に回収しているため、撤去する動機づけが働かないものと考えられる。正式な備品受入手続きを経て、無償で譲り受け、村の事業に有効活用できれば良いと考えるが、県としては、委託事業終了後の管理方法を覚書などで決めておくべきであった。</p>	<p>平成29年度において類似の事業(市町村に対する委託事業)を行うことから、委託先市町村に対し、経費の執行状況等について適正な執行が図られるよう、適時、支出関係書類とその根拠となる規程等を確認し、問題がある場合はその是正を求める等の指導を行うこととした。</p> <p>また、実績報告においては、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査による関係帳簿の確認等を行い、厳正な実績の確認作業を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
160	不当事項	スポーツ健康課	(細事業) 青森っ子健康サポート事業	<p>[再委託先との委託契約書条項の不遵守について]</p> <p>個別指導検討ワーキンググループの設置委託事業について、県の再委託先である公立大学法人青森県立保健大学(以下「県立保健大学」という。)との委託契約書において、県が作成した契約書の様式は、ほぼ全ての文言について、国(文部科学省)と県との委託契約書の様式を用いている。そのため、文中の留意事項の部分では、「旅費は教育委員会の旅費規程により算出した額とすべき」ことが記載されているが、実際には、県立保健大学の旅費規程により算出されているため、整合しない記載内容となっており、委託先との関係においては、契約書への準拠性に疑念が生じるものであり、契約書の記載内容が遵守されておらず、検査確認事務が実態を示さないものになっている。</p> <p>また、同要項等によれば、委託費に係る消費税相当額は、委託先が課税事業者である場合には、免税取引に関する金額についてのみ消費税相当額を上乗せして事業費実績額の集計を行うべきである。しかしながら、当該規定内容に留意していなかったため、諸謝金の消費税相当額が国からの委託費に含まれておらず、県から県立保健大学に対しても支払われていない。なお、県立保健大学が課税事業者であることは、ホームページに情報公開されている同大学の平成27年度財務諸表により、明らかである。</p> <p>結果的に、諸謝金の消費税相当額(平成27年度は19,264円)については、各年度の委託事業完了報告書に含めるべきであったが、含められなかったことで、本来、受託者に支払われるべき消費税額が支払われていなかった。結果的に、県立保健大学においては、県から支払われなかった消費税について、消費税の納税をしていることとなり、受託者において経済的損失が発生している結果となる。県としては、県立保健大学の支出証拠書(謝金支出の振替伝票、旅費謝金決裁書)の写しを検査確認しており、これには消費税の会計処理に関する情報(課税取引、不課税取引)が入力されている。基本的に、委託契約は消費税課税取引であり、委託者は消費税を転嫁する基本的義務を有している。</p> <p>当事業は国庫負担事業である。県は、再委託先からの正しい実績報告を基に、国への委託費請求事務を行うべきであったと考える。</p>	<p>今後、委託契約を締結する場合には、契約相手方に対し、課税事業者であるかどうかの確認を十分に行い、課税事業者である場合は、消費税非課税経費に対する消費税相当額の取扱いについて留意するよう説明を行い、適正な実績報告が行われるよう指導することとした。</p>
161	意見	スポーツ健康課	(細事業) 青森っ子健康サポート事業	<p>[委託事業の成果について]</p> <p>当事業は、当初3年間の事業を想定していたが、3年目である平成28年度は国から事業採択されなかった。3年目の委託事業が実施されていれば、取組みを強化した高学年(4年生～6年生)と対照的に肥満傾向児出現率が上昇していた低学年(1年生～3年生)について取り組む予定であったが、全学年のデータは揃わずに、その意味では、中途半端な結果となった。</p> <p>東通小は当事業の成果で29.3%から19.5%へと減少傾向にあるものの、全国平均に比して依然として非常に高い水準にあり、今後も取組みの維持及び強化が望まれる。</p>	<p>本事業での取組をきっかけとして、平成28年度以降は、東通村及び学校において、村の学校保健会を活用しながら肥満傾向対策会議を開催し、診療所の医師、看護師、栄養士、保健師との連携を強化し、村の課題として小学校のみならず、認定子ども園及び中学校においても村が主体となって継続的に取組みを進めていることを確認している。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
163	意見	スポーツ健康課	(細事業) 青森っ子健康サポート事業	<p>[随意契約とする理由の記載について]</p> <p>当事業は、文部科学省の委託事業であり、県は、事業の一部を再委託することができると国の委託要項に定められている。実際に、個別指導検討ワーキンググループの設置委託事業について、県は県立保健大学を再委託先として、契約を締結している。</p> <p>県は、県立保健大学との契約締結にあたり、契約締結の決裁書において「県立保健大学を再委託先として、文部科学省へ事業計画を提出し、承認を得ている」ことを理由として、随意契約によるものとしている。</p> <p>随意契約による場合は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることが条件であり、契約締結の決裁においては、その条件に適合しているかどうかを厳正に判断する必要がある。</p> <p>県の提出した計画が文部科学省に承認された後、再委託先を変更することは実務上無理がある。しかし、「文部科学省へ事業計画を提出し、承認を得ている」ことを随意契約の理由とするのは不合理であると考え。</p> <p>随意契約を例外としている地方自治法等の趣旨から言えば、計画書を作成する前に、委託先を選定するための通常の手順として、複数の相手先の中から一つを選ぶという手続きが必要であったと考える。少なくとも、契約締結の決裁書において、複数の大学から保健大学を選定した理由を記載すべきである。</p> <p>地方公共団体が行う契約は競争入札によることが原則であり、随意契約は法令によって認められた場合のみ行うことができる例外である。この法の趣旨を十分理解し、運用において例外規定を安易に(十分に合理的な理由を欠いた状態で)適用することがないように留意する必要がある。</p>	<p>随意契約を行う場合の理由としては不適当なものであったことから、今後、随意契約を行う場合は、その理由が適切なものとなっているかどうか庶務担当者においてもこれまで以上に厳正な確認を行うこととし、課内のチェック体制を強化した。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
165	指摘	生涯学習課	地域で進めるすくすく青森っ子育成事業	<p>[定員充足率の低迷と広報活動の不十分性について]</p> <p>各自然の家における親子健康キャンプ(以下「親子キャンプ」という。)の開催3か所合計での定員充足率(人)は、平成26年度:34%、平成27年度37%と低く、中でも梵珠少年自然の家では平成26年度は17%、平成27年度は18%と著しく低い水準となっている。</p> <p>①定員充足率の著しい低迷</p> <p>この著しい定員充足率の低迷を見ると、開催することによる事業効果(総論的には県民福祉の向上)と、開催しないことで回避可能な県費の支出又は県民の自然の家利用費の増加という、比較衡量による意思決定と判断が必要ではないだろうか。あるいは、充足率が何%なら開催しないという開催者側の意思を、参加者を募る時点で開催要領に織り込むことが必要ではないだろうか。</p> <p>事業の実施か中止か(延期して次年度に行う方法もある)の判断には、会計の思想を入れることが肝要である。受益者負担金が既定の固定金額であれば、その開催判断の一つの材料に、以下に述べる損益分岐点分析(固定費と変動費の分解による経営判断指標)を参考にするのは有用だと考える。</p> <p>②有効な広報活動の必要性</p> <p>県の広報活動について最も問題であると判断した事項は、平成26年度の定員充足率が低い事実を認識していたにも関わらず、平成27年度において反省を踏まえた効果的な広報対策がとられていない点である。</p> <p>また、親子キャンプという企画の性質上、参加の決定権をもっているのは親であり、親が当企画を知る機会を得ることも重要である。現在の県が行っている広報活動では直接的に親に向けたPRが不足している。</p> <p>この他、下北自然の家の場合は、参加申込書の配布時期の問題もある。児童生徒に対する参加申込書は8月22日に配布され、参加申込締め切りは9月4日であり、締め切りまでの日数はわずか13日である。これは、種差少年自然の家の21日、梵珠少年自然の家の25日と比較しても著しく短い日数である。</p> <p>③広報活動における県庁内の他の部課との連携体制の必要性</p> <p>定員充足率が低調の理由として、事業担当である生涯学習課において県庁内の他の部課と情報連携がとれていなかったことも要因として挙げられる。当事業の主目的は、親子参加による習慣づくりであり、食育も含む幅広い目的を持つ事業である。事業目的の視野を広げることで、他の部課(食育であれば農林水産部食の安全・安心推進課、総合販売戦略課等)と連携して広報活動を行うことが有効であったろう。</p> <p>平成28年度以降の親子キャンプ事業は、生涯学習課における子ども健康促進事業としての実施予定はないが、各少年自然の家等の主催事業としては継続する見込みである。今後、県庁教育庁内で十分な連携を取り、また、他県の事例も参考にしながら、より効果的な広報活動をすることで、利用者の増加を図らなければならない。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、定員充足率の低迷について指摘のあった梵珠少年自然の家においては、主催事業の内容を大幅に見直し、県民の新たなニーズに対応したプログラムの開発や広報活動の改善に取り組んだところ、充足率は概ね100%となっている。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
168	指摘	生涯学習課	地域で進める すくすく青 森っ子育て事業	<p>[親子キャンプ事業における不要な物品購入について]</p> <p>①備品を定員分購入した事案 親子キャンプの支出予算と実績額は、参加人数(11名)が定員比(60名)で大幅に少ないにも関わらず、支出額は、ほぼ予算と均衡している。この理由を調査したところ、県が変動費的性質を持つ支出についても、定員分を購入していたことが判明した。 本来ならば参加者11名分と予備分若干数を用意すれば足りるにも関わらず、平成27年度予算で定員60名分のボールグリップが購入されている。 今後の改善策として、事業を行う上でのコスト意識(最少の経費で最大の効果をあげること)を持ち、参加申込締切日をより早めに設定し参加者が確定してから発注を行うこと、単独随意契約で契約する場合、返品や変動的な調達が可能業者を選定する必要がある。何れにせよ、予算消化目的の疑念を持たれるような、事業実施に不必要な物品購入を行うべきではない。</p> <p>②参加1組あたりの参加者数の非現実性 梵珠少年自然の家におけるキャンプの定員に係る県の想定は、参加1組あたり4.6人(定員組数13組に対し定員人数60名)を見込んでおり、他の開催個所定員および実績と比較して大きい値となっている。 国立社会保障・人口問題研究所による「第14回出生動向基本調査」の完結出生児数(結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数)は2010年において1.96人であり、それに両親2人を加算した3.96人が平均的な家族構成だとして、県の想定する1組あたり4.6名を下回ること、また、全家族が親子キャンプへの参加にあたって家族全員で参加するとは限らない。加えて、平成26年度実績で1組あたりの人数実績は概ね3人前後であった事業実績を考慮していないことから、結論として1組あたり4.6名の想定は非現実的である。 このような社会情勢・事業実績から考えて、通常の想定を著しく超える定員人数を設定することは、コスト計算の点から望ましくない。実際に梵珠少年自然の家では、親子キャンプの開催にあたり、現実的ではない定員数である60名分のボールグリップ購入費が支出されており、事業実施のために不要なコストが発生している。今後、事業実施に当たっては、管理会計の視点を取り入れながら、コスト意識を強く持って、定員を決定する必要がある。</p>	参加者の募集において、適切な定員と参加申込受付期間を設定し、参加者数に応じた物品購入が可能となるよう改善を図った。
170	意見	生涯学習課	地域で進める すくすく青 森っ子育て事業	<p>[旅費の領収書添付の必要性について]</p> <p>「食卓から子どものヘルスアップセミナー事業」において、婦人連合会は各地域の連合婦人会のメンバーに対し、ヘルスアップセミナー開催に伴う打合せの旅費を支給している。この旅費について、各メンバーが婦人連合会から旅費を受領した事実を示す旅費領収書を監査人が閲覧した結果、ほとんどの旅費領収書には市町村名、氏名、金額、受領印の記載がなされているものの、利用した交通機関発行の領収書は添付されておらず、また、交通手段、移動経路を記載している旅費領収書はごく少数であった。また、婦人連合会の会長に関する旅費については、宿泊料、タクシー代以外については交通機関発行の領収書が添付されていない旅費領収書が散見された。 旅費について、金額の適正妥当性、目的適合性を確認するために、旅費の内訳書の作成と、旅費精算書、領収書の添付を求めることが望ましいと考える。その際には、その旅行目的の事業目的への適合性、金額の正確性と妥当性、旅行時期の事業との整合性などを説明可能な形で提出を受けなければならない。 県においては、その視点に立った検査確認事務を行うために、支給した本人の領収書に加えて、旅費領収書に交通手段、移動経路を明記するような報告書のフォームに改善することで、検査確認事務を更に厳格に行う必要がある。</p>	当該事業は平成27年度で終了したが、同団体に係る委託事業について、支出命令票への移動経路・交通手段の記載や、宿泊及びタクシー利用に係る各機関の領収書添付により、旅費精算事務を行うことなどの指導を平成29年7月3日に実施するとともに、今後の委託契約においても、受託者に同様の指導をし厳格な検査確認事務を行うこととした。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
170	意見	生涯学習課	地域で進める すくすく青 森っ子育成事 業	〔用途・備考欄の有効活用について〕 食卓から子どものヘルスアップセミナー事業において、委託先である婦人連合会が県に提出する事業実績報告書には、支出内容を記載した支出命令票と領収書の控えが添付されている。この支出命令票には摘要欄と用途・備考欄が設けられており、物品を購入した場合、摘要欄には購入した物品名が記載されているが、用途・備考欄は空欄になっているケースが多かった。用途・備考欄に購入目的、使用目的を記載するように指導することで、県が実施する検査の効率化が期待され、ひいては当該委託事業に関係のない支出が計上されることを牽制することにもつながるため、用途・備考欄も有効に活用すべきである。	当該事業は平成27年度で終了したが、同団体に係る委託事業について、支出命令票の用途・備考欄に購入目的や使用目的を記載することなどの指導を平成29年7月3日に実施するとともに、今後の委託契約においても、受託者に同様の指導をし厳格な検査確認事務を行うこととした。
172	意見	下北地域県民局 地域健康福祉部	下北地域健康 なまちづくり事 業	〔健康推進本部設置の効果について〕 下北地域県民局健康なまちづくり推進本部(以下「健康推進本部」という。)は、特定の地域に存在する健康状態に関する大きな課題に対して、地域全体で取り組むために、県知事主導により設置した組織体であり、部局横断組織であることから、その運営状況について、適時性を持ったメッシュの細かな進捗管理が必要だと考える。施策の実行には財源があり、予算の枠内で最大の効果を引き出すべきである。その意味では、この3年間で3千万円もの事業費を費やした大事業としては、健康推進本部会議が示す金額や数値的な情報が少なく、成果の指標も議論されずに漫然と個別の事業を進めている印象が強い。事業評価指標の達成度合いの測定を行わなければ、後々には、その設置意義すらも問われかねないと考える。今後、この健康推進本部が更に実効力を高めるためには、市町村が主体的に進める方向性を睨みながら、地域県民局の各部局や市町村の役割を横断的に設定して、個別事業の自己評価を行い、達成状況と今後の事業計画について健康推進本部内で積極的な議論を行うなど、総合対策事業に求められる管内全体の協調連絡体制を構築する必要があると考える。	平成29年度に実施した下北地域健康なまちづくり事業については、平成30年3月に開催予定の平成29年度下北地域県民局健康なまちづくり推進本部会議において評価・検証を行う予定である。また、本事業はこれまで下北地域県民局の各部局が重点枠事業として実施してきたところであるが、事業の枠組み自体は平成29年度限りで終了となるため、今後の下北地域の健康なまちづくりの在り方及び管内の協調連絡体制等について、同推進本部会議で検討していく予定である。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
179	意見	下北地域県民局 地域健康福祉部	(細事業)健康 アップ体制推 進事業	<p>[重点事業の実施方法に関する諸々の問題点について] (意見①)アンケートの実施について 当事業のように、事業の効果を短期的には把握しにくい事業は、毎年、入場者からイベントの感想や意見を収集して、健康意識の向上という目的に対し、イベントの内容が的を射ていたのかを分析するべきであると考えられることから、平成27年度のように15%しか回答がないと、有効な分析結果が得られないおそれもある。今後は、アンケートの回収件数が減少し続けた原因を探り、アンケート回収率を増加させる対策を講ずるべきである。平成26年度のように、アンケート回答と引き換えに景品を出す方法も参考となる。</p> <p>また、当事業においては、健康アップフォーラム以外でも、市町村職員や県職員が参加する企画もあるので、その際に、同様のアンケートを実施するなどして、健康意識が向上しているかについての情報収集と分析を広く行うことも、事業全体の評価をする上で、有効と考える。</p> <p>(意見②)予算の積算と決算額について 事業予算の積算には、その事業実施に必要な印刷物や消耗品などを過不足なく盛り込んでおく必要があるが、その積算資料を見ると、その数字が非常にいい加減である。予算の積算において、過年度の積算内容に検討を加えず、また、実績を考慮せずに単に事業予算の金額的な枠だけを確保する内容になってしまっている。</p> <p>一方、決算数値についても、事業の実績値とは一致していない。支出を事業別に区分して決算額を集計していないことにより、事業別の実際の支出額が不明な状態である。</p> <p>このように、予算の積算根拠も不正確な上に、事業の決算額を正確に集計するわけでもないということになれば、もはや、事業費の支出に関して、最少の経費で最大の効果を得るべく事業を実施したかという、地方自治に課せられた使命を果たすことは不可能な状況にある。事業予算の正しい積算事務と、取引事実に基づいた事業別決算を行うよう改善を求め。</p> <p>(意見③)事業の地域住民への波及効果について 当事業の研修会や健康のサポート活動は、市町村職員や県職員向けのものがあるが、一般市民への波及活動がなければ、結果的には、県民の税金で、県や市町村の職員の健康を増進しただけという結果になってしまう。</p> <p>職員から住民への具体的な啓発方法や波及プロセスについても、研修等に参加した職員に指導し提示する必要があると考える。また、健康意識の向上については、下北地域県民局を挙げて、盛り上がっていることは理解できるが、例えば、風間浦村のように、市町村単位での経常的な取り組みとなるような事例がもっと生まれるよう、県民局と各市町村との連携が更に求められる。</p>	<p>健康アップ推進事業は、平成27年度で終了した。今後、同様の事業を行う場合には、回答の誘因となる景品を配布する等、アンケート回収率を向上させる仕組みを検討することとした。また、事業効果の幅広い分析・把握のため、健康意識に関するアンケートの実施するイベントの範囲を広く設定し、事業評価に役立てることとした。</p> <p>また、予算および決算においては、予算計上の段階から、過去の実績や類似の例なども参照して精緻な積算事務を行うとともに、支出状況を整理・分析し、事業ごとの実績値を可能な限り把握することとした。</p> <p>研修等に参加した職員による啓発活動の推進や、地域一体となった健康意識の向上に向けた取組については、他自治体の例なども参考に、今後の事業に組み込むことを検討する。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
182	意見	下北地域県民局 地域健康福祉部	(細事業)おしい&ヘルシースマート 下北事業	<p>[実績報告による決算額の節別(勘定科目別)把握について]</p> <p>県は、地方独立行政法人青森県産業技術センター運営費交付金交付要綱第6条の規定に基づき、実績報告書の提出を受けている。この実績報告書には、当事業に関する収支精算書が添付されているが、その支出の部の内容は、当事業の事業費として本年度予算額及び本年度精算額が3,078千円であることのみを示した、極めて簡素なものである。また、予算差引簿には、支出の年月、件名、相手先及び金額等はすべて記載されているが、節別(勘定科目別)に集計されていない。また、システム上、それぞれの支出の勘定科目が登録されていないため、節別(勘定科目別)に集計することはできない。形式的には、本庁(がん・生活習慣病対策課)は、交付金3,078千円を支出し、その詳細は予算差引簿に記載されているという形式になっている。</p> <p>このような実績報告の決算書の単純さは、予算要求の際、節別(勘定科目別)内訳や節(勘定科目)ごとの内訳を示し、特に需用費に至っては、レシピ開発に必要な食材の積算内訳(牛肉20kg、イカ40kg等)までを示している詳細さと対照的である。</p> <p>また、予算積算上は、当事業の4つの取組別の予算額が示されているが、それら取組別の決算額も不明である。</p> <p>交付要綱上、管理費については勘定科目別の記載が求められているが、研究費については人件費、管理費の内訳記載は求められていない。しかし、監査人が予算差引簿を検査したところ、研究部長等の行動経済学学会への旅費(大阪116千円)やグルメ&ダイニングスタイルショーへの旅費(東京64千円)等が含まれていた。このような他の事業にも共通する支出について、この運営費交付金の対象と判断するためには、その旅行の内容や目的を検討する必要があるし、そのためには、予算の積算根拠と対比させる様式で、収支報告書の提出を求めた方が、目的適合性が高まると考える。</p> <p>予算要求では詳細に内訳を示していながら、実績額の内訳を把握しないのは、あたかも予算を確保することだけが重要であり、予算が実際にどのような支出に使用されたのかについては、予算要求時ほど問題とはしないという、県の財務事務における傾向が表れているのではないかと疑われるものであり、非常に問題である。研究開発予算に対して実績としてどれだけ経費がかかったか、また、その原因を特定することは、県のPDCA事務の基本であると考えられる。</p> <p>地方独立行政法人の会計基準は勘定科目別の経理を行う会計制度になっていることから、実績報告書の基礎となる数値の勘定科目別集計は可能である。実績確認においては、金額の適正性、支出の妥当性、目的妥当性の点から実績報告書を十分かつ詳細に検査し、事業費の有効性、経済性の判断を行う必要がある。</p>	<p>管理会計(事業の運営状況を内部的に分析・把握)の観点から、補助簿の集計により節別の決算を作成させ、予算積算との比較を行わせた。予算と決算で差異が大きい事項については、その具体的な内容、予算編成時に見積もれなかった理由やその妥当性を検証させた。</p> <p>また、本事業においては、消費者ニーズに合った事業運営を図るため、保育園・小売業者・管理栄養士・行政機関等により構成される「中食等検討委員会」を組織しており、上記検証内容についても、平成29年10月31日開催の同委員会で承認されたところである。</p>
184	指摘	下北教育事務所	(細事業)下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業	<p>[報償費で支出した健康教室講師派遣料の支出費目について]</p> <p>平成27年度の当事業において、管内の18小中学校にエクササイズ講師を派遣し、報償費の科目で支出している。金額的には1校あたり2名分10,300円である。しかし、実際には年間スケジュール上で継続的に民間企業に業務を委託する形式で事業を行っているため、会計処理の科目は「委託料」が適切である。また、委託費であれば競争原理を働かせることで、コスト削減が図られる可能性もあったが、支払額は、当該民間企業のホームページに掲載された時間当たりの定価により計算されていた。事業規模が大きくなれば、企業側の経営努力により、コスト低減が可能になるのが経済原理である。前年度の講師(個人)が引き受けられなくなった事情があったと説明があったが、事業計画の立案においては、前年度を踏襲した事務に固執することなく、会計処理の変更を行うべきであったし、契約においては競争原理の導入を強く意識する必要があった。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、今後、同様の事業の実施に当たっては、契約における競争原理の導入を念頭に、予算要求の段階から執行方法を十分に検討し、支出科目が経済合理性の観点からも適切であるか確認した上で実施することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
184	指摘	下北教育事務所	(細事業)下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業	<p>[審査員に支払う報酬の源泉徴収について]</p> <p>レシピコンテストの審査員に対して報償費と旅費を支出する際に、所得税の源泉徴収をした後の金額で支出し、徴収した源泉所得税はむつ税務署に納付している。</p> <p>従来からの教育事務所の基本的な事務処理方法は、個人に対して金銭で支出した報酬の全てについて、10.21%(復興特別所得税を含む)の源泉徴収事務を行う一方で、商品券等については、報酬の内容に係らずに源泉徴収を一切行っていない。</p> <p>しかしながら、源泉徴収すべき報酬の内容は、所得税法第204条に定められたもの(例えば原稿料、デザインの報酬等)のみであり、同上に規定のないものについて、税法上、源泉徴収する必要はなく、逆に、商品券等は金銭と同視した税務処理を行わなければならない(但し、上記の場合は、源泉徴収額0円で正当である。)。国税庁ホームページにおいても、実務上の参考情報として、地方自治体が主催した音楽コンクールの審査員への報酬について源泉徴収する必要はない旨、公表されている。また、教育庁職員福利課から、平成27年2月に「講師等に支給する報酬等及び旅費からの源泉徴収について」が発出され、事務処理の適正化に向けた通知が行われている。</p> <p>結論として、下北教育事務所においては、この事実を認識し、従来から踏襲されてきた源泉徴収事務を改善し、事務の適正化を図る必要がある。</p>	源泉徴収事務については、職員福利課からの通知内容を踏まえ、国税庁ホームページの確認や税務署への照会を通じて適正に処理することとした。
185	意見	下北教育事務所	(細事業)下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業	<p>[切手(役務費)の受払管理について]</p> <p>当事業(保健給食振興費)のレシピコンテストに必要な切手代として、支出行為があったが、これらの切手の使用目的を確認するため、当事業において使用した事実を示す証拠書の提出を担当者に依頼したが、提出を受けることはできなかった。担当者からは、切手代の事業別管理を行っておらず、管理費(運営費)で購入すべき切手(一例として、管内小中学校に郵便物を発送する業務)も、経費削減を目的として、この事業費の中から使用しているとの回答があった。</p> <p>年限の定められた重点事業であることも含め、本県の予算策定方法から考えれば、政策経費と運営経費は区別すべき(区分経理すべき)性質だと考えられ、厳格な実績管理を基にした処理と報告が必要である。支出管理目的の観点から、事業で購入したもののについては、払出しについても事業別に管理をすることが適切である。</p>	当該事業は平成27年度で終了したが、今後、重点事業などの政策事業を行うこととなった際は、切手の管理について、運営経費とは別に管理簿等を作成することとした。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
185	意見	下北教育事務所	(細事業)下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業	<p>[レシピ集印刷代の予定価格について]</p> <p>レシピ集の印刷業務は、2年連続で同一企業が落札している。また、予定価格に対する落札価格は、27年度において大幅に低下している。両年度ともに予定価格算出のための参考見積書は、落札業者のみが提出しており、予定価格は1冊あたり97.2円であった。この場合に、年度によって記載内容、ページ数、納品数量が異なっているものの、予定価格の単価が同じであることから、両レシピ集の印刷費に、大きな違いはないことを発注側が想定していることが考えられる。レシピ集の掲載内容は、写真やメニューが新規の内容に更新され、年度間で同じものではない。</p> <p>一般の経済取引においては、大量発注によるコスト減を想定した見積書が提出されるのが取引慣行であり、参考見積書に経済合理性がない場合には、他の業者から追加的に参考見積書を入手することも可能である。県が参考見積書の徴取を1者からのみとしたのは、前年度の発注業者であり信頼性が高いと判断したためであると回答があった。27年度の落札単価は1冊43.2円であり、予定価格との著しい差異があることについて、予定価格の妥当性を検証する必要がある。県担当者は、予定価格の算出においては、参考見積書を複数から徴取すること、前年度納入単価(86.4円)を参考にすることによって、取引の経済性を確保すべきと考える。</p>	<p>予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるもの(青森県財務規則第138条)とされていること及び監査意見の趣旨を踏まえ、予定価格の算出においては、前年度の納入価格も参考とし、必要に応じて複数の参考見積書を入手する等、前年度の納入業者にこだわるようなことはせず、経済合理性の観点から適正な予定価格の算出に努めることとした。</p>
186	意見	下北教育事務所	(細事業)下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業	<p>[レシピコンテストの賞金受領書について]</p> <p>最優秀賞、優秀賞、優良賞については、受賞者個人(高校生)に対して、フォーラム会場において賞状とともに副賞(ギフト券3万円等)が授与されているが、県は、受賞者本人の受領印を収受していない。また、特別賞については、郵送して各高等学校の教師、事務長等の受領印を入手しているが、その場合には、受賞者の受領印も併記することが望ましい。その理由は、個人が受賞したもの(個人の所得)であり、学校が受賞した賞金ではないからである。所得税法上は、ギフト券も報酬賞金となり、個人の所得であることには変わりなく、50万円を超えれば源泉徴収義務も発生することになる。今後は、県として受領の確実性を確保するために、受賞者自身の受領印を収受する事務が望ましいと考える。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、今後、同様の事業の実施に当たっては、受賞者個人の受領印を収受する方向で実施することとした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
186	意見	下北教育事務所	(細事業)下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業	<p>[令達先の報告額と決算額の差異について] 本庁と出先機関の予算令達事務について、内部統制の視点から監査したところ、以下のよう に、実績額と報告した額が整合しないことが明らかになった。 <H27> 令達額のマイナス計上として費用弁償と普通旅費との間で70円ずつ不一致の状況が判明した が、スポーツ健康課において、上記の確認方法によってもこのような不一致の状況が発見されず に決算が行われたという内部統制の問題がある。 また、下北教育事務所から書面で教育庁スポーツ健康課に提出される決算額の報告も、旅費 の内訳(費用弁償と普通旅費)を区分していないだけでなく、下北教育事務所では、スポーツ健 康課から節別集計表を入手しておらず、最終的な事業別決算額を全く把握していなかった。 <H26> 下北教育事務所から教育庁スポーツ健康課への報告額と最終的な節別集計表とが、不一致で ある。 これは、下北教育事務所からの費用弁償の実績報告額が、予算を超過していたため、スポーツ 健康課で、まず超過分を普通旅費に負担させ、それでもなお余った610円をスポーツ健康課の各 種の出張旅費を計上している「諸費」の普通旅費から充当したことによるものである。しかし、ス ポーツ健康課で実施したこの処理を、下北教育事務所では把握していなかった。 結論として、H27年度の誤りは、旅費の内訳(費用弁償と普通旅費)の区分であり、その額は70 円と少額である。また、H26年度については、最終的な決算自体は適正に行われていたことにな る。 しかし、H27年度の誤りが確認手続きの結果でも発見されなかった事実、及びH26年度の最終 的な決算額を事業実施主体である下北教育事務所が把握していないという実態は、内部統制の 運用上の問題である。 適正な決算事務を行うための相互チェックという内部統制の観点、及び、決算額を把握し、事業 の評価分析を実施するというPDCA事務の観点から、最終的な決算額及びそこに至る会計処理 に関して、令達元と令達先が金額的情報を確認し適切に共有する必要がある。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、今 後、重点事業などの政策事業を行う場合な ど、予算令達を行うときには、会計処理に関 して、令達元(本庁)と令達先(出先機関)が 金額的情報を相互に確認し、適切に共有 することにより、適正な予算事務の執行及 び事業の評価分析に役立てることとした。</p>
189	意見	下北地域県民局 地域農林水産部	下北産直「元 気アップ」応 援事業	<p>[事業の実施方法に関する諸々の問題点について] (1)事業別経費の実績額について 当事業の決算額についても、地域県民局に令達された他の事業と同じように、事業別 決算額を実績値に基づいて作成していない。 個別事業に直接的に集計できる支出以外の共通費は、一定のルールを課内で設定 して事業別に按分し、事業別の実績額を正しく把握できるようにすべきである。 (2)事業予算の積算に使用した最低賃金について 農産物栽培試験ほ場の事業予算(委託料)の積算上、実施先の農家への委託費の算 定根拠として、管理費用の時間単価を平成25年度の最低賃金である665円を使用して いた。予算編成時には、平成26年度の最低賃金679円を把握できていたはずであるの で、この最低賃金を基礎に委託費予算を積算するべきであったと考える。</p>	<p>下北産直「元気アップ」応援事業は平成28 年度で終了したが、今後、事業を実施する 際は、共通費は、予算の配分割合で按分 し、事業費別の実績額を把握することした。 また、事業予算(委託料)の積算につい ては、最低賃金を確認した上で、最低賃金を 基礎にした積算を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
191	意見	上北地域県民局 地域農林水産部	「かみきた畑美人」美・食・楽クローズアップ事業	<p>[事業実施上の問題点について]</p> <p>(1) 登録者、参加者の少なさの問題意識 上北地域の対象女性374名のうち、実際に登録したのは、55名(対象者に対する割合14.7%)と低迷し、また、計7回あった講座の参加者は延べ73名で、1回当たり平均10.4名の参加者(対象者に対する割合2.8%)と低調であっただけでなく、登録したものの一度も活動に参加したことのない方も相当数いることがわかった。</p> <p>事業立ち上げ後の業界内の組織化や活性化については、その業界内で対応を考える問題であって、県費を投入して支援するには、きっかけづくり、マッチング等による課題の解消によって、当事業の効果の検証と説明が必要であり、単に、参加者の仲良しサークルの費用を県が負担しているだけで評価されないためにも、事業の成果指標を意識して、事業を実施すべきである。現状では、どの程度の参加者を想定して事業を実施しようとしているのか、また、その持続可能性をどう検討しているのかが全く伝わってこないことが問題であると考ええる。</p> <p>県として、おそらく2年間限定の事業では、事業目的を達成することは難しいと感じていると思うが、10人程度の参加でも、その後継続する価値があるものなのか、検討する必要がある。また、せっかく動き始めた農業女性のネットワークであり、県は、このネットワークが任意団体として、自立的に活動していく方向性を期待している模様だが、仕事と家庭の両立のための自由な時間が取りづらい女性たちだけの組織運営は難しく、この活動を維持するためには、当面は県による事務局のサポートが必要であると考えられる。いずれにしても、費用対効果を意識して、どの程度の人が登録して活動を行えば、十分な成果と考えるかという成功のビジョンを示すべきと考える。</p> <p>本事業は、県の重点枠事業として平成28年度まで実施されており、監査時点において、登録は7名増えて62名になっている。また、平成29年度は、県内の他の地域にも広げて、同様の事業を行う予定とのことであるが、その際には、27年度の成果と反省を踏まえ、参加人数の確保と持続可能性の見直しを検討しながら取り組むことを期待する。</p> <p>(2) 登録者、参加者の意識調査について 平成27年度は、登録者を対象とした講座を開催しても、その都度、参加者からアンケートを取っていなかった。本事業のような直接的な成果の見えづらい事業の場合は、受講者のアンケートを取って、今後の参考となりそうな参加者の意見をくみ上げる努力をすべきである。</p> <p>また、参加できていない登録者へのフォローも行われていなかった。参加できなかった理由を聞いて、どうすれば、参加しやすくなるのか、どのような企画が求められているのかを考えるべきである。この点について、平成28年度の冬には、再度訪問して意向調査をする予定とのことであるが、是非、少ない登録者であっても出来るだけ多くの意見を拾い上げるようにして、実効性のある活動になるように改善すべき点がないか、検証すべきである。</p>	<p>当該事業は平成28年度で終了したが、畑美人登録者に対する指導と若手女性農業者の掘り起こしは継続して実施しているところである。</p> <p>今後、類似の事業を実施する場合には、事業の成果を費用対効果の観点から客観的に評価できるような指標を検討・設定することとした。</p> <p>また、平成28年12月21日に登録者に対して講座に関する意向調査を実施し、その結果を踏まえて、登録者が参加しやすい開講時間やより関心の高い内容となるよう改善策を講じたところであり、今後、同様の事業においても、参加者等に対するアンケートを講座等の都度実施し、事業効果を高めるような意見や要望の把握・反映に努めていくこととしている。</p>
193	意見	上北地域県民局 地域農林水産部	「かみきた畑美人」美・食・楽クローズアップ事業	<p>[Tシャツの作成と配布実績の低迷について]</p> <p>「かみきた畑美人」として活動する際に、来場者にアピールするために、ユニフォームがあった方が良いとの意見が出たことから、平成27年度末にTシャツを作成した。しかし、今後の増加に期待して登録人数より多少多く70枚作成したものの、作成時期が年度末であったことと、その後の登録者が集まる機会が、第7回の講座のみだったことから、平成27年度においては13人にしか配れず、平成28年度の監査時点(平成28年11月)においても、22人に留まっていることがわかった。</p> <p>登録者の参加割合が低い状況は、県として認識していたはずであるから、年度末の予算消化目的との疑念も生まれかねない。このようなPR用品は、時期を逸することで効果が減少するものであり、県の事業が平成28年度末で終了することを考えれば、有効活用期間は極めて限定的であると言える。平成27年度末において、事前に登録者に作成希望を聞いた上で、必要枚数を作成すれば、最少の経費で事業活動を行うこともできたであろうし、今後は、せめて未配布分をなくす努力(登録者への配布を義務づける、イベント参加者に販売するなど)をするべきである。</p>	<p>平成28年12月から平成29年3月に実施された講座やイベントにおいて未配布者に対してTシャツを配布し、その後も、講座に出席しなかった登録者を訪問するなど、平成29年8月までに登録者全員に配布し終えた。</p> <p>当該事業は平成28年度で終了したが、畑美人の活動は継続して実施しており、交流会やイベント時にユニフォームとして活用している。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
197	意見	環境政策課	未利用資源等リサイクル促進事業	<p>[業務委託の検査確認事務について]</p> <p>委託先から提出された実績報告書を確認したところ、「エコ料理」講習会全6回が終わった後に開催された事業報告会に伴う理事の報償費、旅費が含まれていた。しかし、この報償費、旅費について、連絡協議会には理事は8人しかいないにもかかわらず、14人分の報償費、旅費が計上されていた点について、事業報告会の参加者の内訳を現在の担当者に確認したところ、把握できていなかった。当初の業務委託見積内訳書において、事業報告会の開催は予定されていないこと、「エコ料理」講習会の事前打合せに関する経費も理事のみの参加で1回しか予定されていなかったことを考慮すると、その経緯、参加者の内訳などは業務委託の検査の時点で確認したことを、後任の担当者等が見ても確認できるよう、実績報告書への記載をすべきであった。</p>	未利用資源等リサイクル推進事業は平成27年度で終了したが、今後、類似の事業を実施する場合には、当初の業務委託見積内訳書に予定されていない業務報告会の開催等について、当該報告会の開催を変更協議により契約の対象経費に認めた経緯などを、後任の担当者が確認できるように書類の作成を行うこととした。
197	意見	環境政策課	未利用資源等リサイクル促進事業	<p>[事業別の経費集計について]</p> <p>平成25年度において、みちのく有料道路カード100回券の購入費用67,280円(平成25年8月12日支払)を、事業系食品残さリサイクル促進事業の(節)使用料及び賃借料へ集計している。内容的に、課全体で使用するためであるため、当事業費で支出するのは不適切であり、管理運営費で予算執行することが適切な会計処理であった。</p> <p>これに関して、当時の担当者より、管理運営費に科目更正する予定であったが、最終的に管理運営費の予算が不足したため、当事業費に集計となった旨の説明があった。しかし、課全体では、使用料及び賃借料は予算に対する不用額が発生しており、事業別収支決算を適正に行うためには、事業別を意識した補正予算の策定や決算処理を行う必要があったと考える。</p>	予算執行にあたっては、事業内容と事業費が不整合とならないよう、県の会計制度に基づき、適正な事業区分で会計処理を行うほか、当初予算に過不足が生ずることとなった場合は、予算の補正を行うことで、事業予算を適正に執行することとした。
197	意見	環境政策課	未利用資源等リサイクル促進事業	<p>[事業系食品残さリサイクル推進協議会の議事録未作成について]</p> <p>市町村、事業者及び学識者等からなる事業系食品残さリサイクル推進協議会の平成25年度の第3回会議(最終回)の議事録を作成していなかった。継続的な施策であれば、次年度以降において過去の会議の検証や振り返ることによって、事業の実施方針を再確認することが可能になると考えるので、会議で話し合われた簡単な要旨だけでも記録として作成しておくべきである。なお、同協議会の平成24年度の第1回の会議については、テーブルライト業者に依頼して議事録を作成しており、事務処理に一貫性は見受けられない。他にも、平成24年度第3回会議議事要旨の日付の年度の記載誤りがあり、記載誤りには十分注意する必要がある。</p>	未利用資源等リサイクル促進事業は平成27年度で終了したが、今後は、会議の内容によって、適切に議事録の要否を判断することとし、議事録の作成を要しない場合であっても、概要や要旨については取りまとめ、記録することとした。

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
198	意見	環境政策課	未利用資源等リサイクル促進事業	<p>[事業系食品残さリサイクル事業の重要性について]</p> <p>事業系食品残さリサイクル事業については、平成24年度、同25年度の2年間の重点事業であった。結論としては、食品残さリサイクルに取り組む場合、排出事業者のごみ処理に要する経費は現状の3割増から4倍近くまで増加し、また、コスト削減の取組及び行政等の支援が行われた場合も多くの業者で経費が1割以上増加すると試算されたことで、事業者のコスト負担が大きいとのことと、食品残さリサイクル事業についての継続については、時期尚早と判断された。</p> <p>リサイクルによるコスト増加は、事前に予見されたことであり、「食品残さリサイクル事業報告書」にもあるように、一定の規模で共同排出を行えばコストが下がり、これまでと比較して大きくコストは変わらない。平成26年度からは、事業系ごみではなく、生活系ごみ、つまり県民を対象として、食品廃棄物削減・リサイクル普及啓発事業が開始されている。事業系食品残さリサイクル事業が終了したからといって、事業系ごみへの取組自体の必要性がなくなったわけではなく、窓口は環境政策課にあるとの説明を受けたが、平成24年度2,902千円、平成25年度850千円の重点事業を実施して後継の事業が全くないのは、当初期待した通りの事業効果が得られたのか疑問である。県では、第3次青森県循環型社会形成推進計画において、一般廃棄物処理の排出量を534,819t/年(平成25年度)から443,000t/年(平成32年度)へ17.2%削減すること、リサイクル率を現状値13.7%(平成25年度)から25%(平成32年度)へ引き上げることを目標指標としている。目標達成のためには、生活系ごみへの取組みも重要であるが、事業系リサイクル事業についてはある程度の確実なごみ削減・リサイクル率の向上につながるものであり、計画目標達成に向けて有効であると考えられる。監査人としては、県の継続的で積極的な取組を期待したい。</p>	<p>事業系食品残さのリサイクルは、通常のごみ処理と比較してコストがかかることから、積極的にリサイクルに取り組む民間事業者が少ないのが現状である。</p> <p>しかしながら、本県のごみ減量・リサイクル率を向上させ、循環型社会の形成を図っていくためには、事業系食品残さのリサイクルも重要であることから、引き続き、事業系生ごみへの対応を検討していくこととした。</p>
198	意見	環境政策課	未利用資源等リサイクル促進事業	<p>[領収書への押印漏れについて]</p> <p>青森県内主要自治体生ごみ組成調査事業(以下「生ごみ調査事業」という。)について、県は、連絡協議会に業務委託している。当事業において、モニター世帯への謝礼として1世帯あたり1万円を現金で渡すことになっており、モニターへの依頼文書には調査用紙の回収の際に謝礼金1万円を受領し、領収書に署名捺印することになっていたが、捺印がない領収書が1件発見された。委託業務の書類点検時に、連絡協議会に対して書類差替え処理等を依頼すべきものであった。今後は、書類確認について注意する必要がある。</p>	<p>生ごみ調査事業は平成27年度に終了した。同事業では、領収書に署名及び捺印をすることとしていたが、今後、同様の事業を行う際には、領収書に署名又は捺印に変更するなど、委託先に対する業務負担を軽減し、委託業務上のミスを少なくするとともに、当課においても、委託業務の書類点検時、決められた要領に沿って適正に処理されているのか注意して確認することとした。</p>
199	意見	環境政策課	未利用資源等リサイクル促進事業	<p>[生ごみ調査事業のモニター選定方法について]</p> <p>生ごみ調査事業のモニターは、食生活改善推進員が主に担当した。もともと食育や食品ロスなどに意識が高い人たちなので、生ごみ重量などは抑制された結果が出ていることが十分に考えられるため、県民の実態を知るためには、生ごみ調査事業のモニターには、食生活改善推進員以外の人が適当だったと考える。</p> <p>モニターの選定において、なるべく標準的な一般世帯となるよう依頼できれば、さらに有用で信頼性の高い事業報告となったと考える。今後は、アンケート調査の場合は、事業趣旨を踏まえた調査対象者の選定となるように留意する必要がある。</p>	<p>生ごみは、生活系ごみの中で最も扱いたくないとされるごみであり、食育や食品ロスなどに意識が高い人たちでなければ、生ごみ調査のモニター協力を得ることが難しいのが現状である。</p> <p>生ごみ調査事業は平成27年に終了したが、監査意見のとおり、標準的な一般世帯に依頼することでより信頼性の高いデータを得ることができることから、今後、同様の調査を実施する場合には、データの信頼性が高まるようなモニターの選定を行うこととした。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
203	指摘	農林水産政策課	「攻めの農林水産業」強化推進事業	<p>〔(平成17、18年度バイオマスの輪づくり交付金、青森県バイオマス活用事業費補助金)「青森県バイオマス活用推進計画」の誤記載について〕</p> <p>国に報告したホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造事業費実績額は、上記の通り1,157,997千円であるが、「青森県バイオマス活用推進計画」の5ページには事業費が1,183,500千円と記載されており、25,502千円もの金額の不一致が発見された。「青森県バイオマス活用推進計画」の事業費1,183,500千円はあくまでも事業実施前における当初の想定金額であり、県の担当者が誤ってこの金額を記載したことがわかった。当推進計画がインターネット等で広く県民に公開もされていることから、情報公開の金額に誤りがあることは不適切であると考えことから、早急に修正すべきである。</p>	<p>「青森県バイオマス活用推進計画」の5ページに記載しているホタテ貝殻からの凍結防止剤製造の事業費について、実績額である1,157,997千円に修正し、平成29年2月22日に県HPで修正版を公開した。</p>
204	指摘	農林水産政策課	「攻めの農林水産業」強化推進事業	<p>〔(平成17、18年度バイオマスの輪づくり交付金、青森県バイオマス活用事業費補助金)当初事業計画の経済的合理性、実現可能性の検証不足について〕</p> <p>事業開始前の平成17年において、国庫補助金を申請するために、A協同組合はホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造事業に係る事業実施計画を作成した。この事業実施計画は、A協同組合から青森市と青森県を經由して国に提出された。県は青森市から受け取った事業実施計画を交付金要綱に基づき審査及び承認を行い、平成17年11月4日付で国へ提出し、同年12月1日付で国の承認を得た。</p> <p>監査において当該事業実施計画を十分に検討した結果、結論として、県による事業実施計画の審査が不十分であるものと判断された。その判断の根拠となった内容は、以下の3点である。</p> <p>(1) 販売計画の甘さを指摘していないこと</p> <p>既存製品の塩化カルシウム凍結防止剤の販売単価が@50円/kg程度であるのに対し、本製品の販売単価見込みは@185円/kgと3.5倍超の価格差があるにも関わらず、販売計画において本製品の販売を2,900トン、販売価格550,650千円と相応に見込んでいる。その根拠として青森県を含む10者の地方公共団体・企業へ合計3,000トン(555,000千円)の購入確約がなされたことを挙げているが、その確約の真実性に疑義が認められた。</p> <p>A協同組合は、購入確約が得られた証拠として、販売計画に10者の地方公共団体・企業との商談状況、担当者、連絡先を記載することに加え、地方公共団体以外の者とは「取引に関する基本契約書」を締結している。しかし、販売計画では契約行為の中で最も重要と考える納入価格や価格交渉経緯には全く触れられておらず、当事者間の「取引に関する基本契約書」にも具体的な取引価格、取引量等は記載されていない。提出を受けた書類上に記載のあるこれらの情報を基に、購入確約がなされたこととする県の最終判断は早計であったと考えざるを得ない。</p> <p>(2) 成果追及のために、県財政を悪化させる二律背反的な事業採択の判断</p> <p>販売計画には、県が事業者に対して500トンの購入を確約したとの記載が含まれている。しかし、その翌年度の平成18年9月15日においては、県はA協同組合に対し、高コストであるため県は購入できない旨を説明しており、県による購入確約が記載された販売計画と矛盾が生じている。これらのことは、施策の実現を急ぐ余りに、事業者に過度な期待を持ち、県庁内の意思共有を待たずに事業を誘導的に進めたと疑念を持たれかねない内容である。</p> <p>実態として、面会のみで契約書はおろか覚書等も交わされていない事実、A協同組合作成の販売計画に価格情報が記載されていない事実、実際に契約を結ばない場合にペナルティー等も発生していない事実から、県とA協同組合との間で実質的な購入確約は存在していなかったものと推認される。県予算が議会で承認されていない段階において、特定の製品を指定して購入契約を結ぶ行為が財務規則等に違反する事務であり、そのような確約をもって事業計画書の承認根拠とすることは著しく不適切な財務事務である。</p> <p>(3) 経済環境、市場環境の調査不足</p> <p>民間事業者においては、SWOT分析手法を初めとする様々な分析手法を用いて、その製品が参入する市場環境を十二分に分析し、利益を生むことが可能かどうか、中長期的に事業継続が可能かどうか等について経営上の判断をすることが一般的である。民間的手法や発想であれば、販売計画の記載について、関連する県庁内の部課室へ事実確認を行い、契約の実現可能性についての検証を行い、価格差から納入が難しい結論が導かれれば、その判断を販売計画の修正及び指導に反映させるべきであったと考える。現状における当事業の目標達成率が著しく低い理由として、稼働初期より設備に度々の故障が発生したこと、想定以上の原料の価格高騰等の要因もあるが、そのような経済的リスクは、民間的手法においては、その一定割合を事業計画策定段階において見込むべき内容である。そもそも当初から製品価格が既存品と比較して価格競争力を失っていること、他の新製品が参入することによる市場価格の下落等も見込むべきであったことを考え合わせると、計画審査段階での事実認識と先見性を持った適切な対応をとっていたとすれば、現在のような極度の事業低調の状況にはならなかった可能性も十分考えられる。</p> <p>補助金等の申請時の経営計画の審査においては、十分な現状認識と将来リスクを見込んだ、より民間的手法による審査事務を行う必要があると考える。</p>	<p>事業計画当初は、国をはじめとして県及び市も未利用資源であるホタテガイ貝殻を有効活用し、環境に負荷のかからない製品活用の機運が高い状況にあった。</p> <p>このような状況下において(1)事業計画や(2)県の購入確約などを設定しているものの、不確実な点が多々ある内容に基づいて事業を計画し、これを承認根拠としたことは指摘のとおりと考える。また(3)経済環境、市場環境の調査や補助金等の申請時の事業者経営計画の審査においては、実務担当者だけでは十分な現状把握と将来の見通しやリスクについての分析は極めて困難であったと史料される。</p> <p>よって(1)～(3)の各項目に共通して、今後はホタテ貝殻の利活用に関する事業を行う際には、事業計画の策定、現状把握、将来的な見込み等について実務担当者以外の複数のチェック体制を設けるとともに、事業関係者以外の第三者からも事業計画及び取引に関する基本契約の妥当性や市場ニーズについても意見をもらい、その意見を踏まえて事業計画等を精査するほか、事業実施後においても、第三者から事業実施状況に対する意見を聞き、当初の計画どおり事業が進むよう指導した。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
206	不当事項	農林水産政策課	「攻めの農林水産業」強化推進事業	<p>〔(平成17、18年度バイオマスの輪づくり交付金、青森県バイオマス利活用事業費補助金)モニタリング、推進指導の不十分性について〕</p> <p>A協同組合では平成19年4月よりホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造・商品化をスタートしたが、開始年度である平成19年度以降、現在まで10年もの長期間に亘って目標達成率が著しく低い水準で推移している。</p> <p>事業が不調である場合に、県として、市・関係各者と連携を取り指導推進を行うことが国の交付金要綱第5の1にて求められているが、県の指導推進の実施について、改善すべき点が以下の通り認められた。</p> <p>(1)事後評価後の改善計画の策定遅延について</p> <p>本事業は、目標達成率が著しく低い水準にあるため、国の定めと指導に従って、平成20年7月に第一次改善計画、平成26年11月に第二次改善計画が作成されている。</p> <p>ここで監査人が大きな問題と考える指摘事項は、第二次改善計画は平成23年2月に原案が作成されているにも関わらず、平成28年12月現在も国への提出がなされていないことである。A協同組合による設備無断処分が同時期に発覚したため、国の指導により無断処分への対応を優先し計画が未提出の現状となった。しかし、平成26年11月の時点であっても計画原案が作成された平成23年2月から約3年9か月も経過し、長期間にわたり計画が棚上げされていた事実が認められ、重大な問題である。</p> <p>当事業のように、多額の国庫補助が交付された事業のうち、長期間に亘り低調な事業実績となっている状況にある事業については、交付要綱の定めに従って、事業者側において、市及び県と協議の上で早期に改善計画を策定しなければならない。対策が遅れ資金繰りに窮すれば、金融機関の判断次第で経営破綻の可能性も生じるが、そのような状況になれば補助金の返還資金が不足するために、県の債権(未収金)の回収リスクが高まることにも繋がるのである。県は、事業者の計画の進捗管理を徹底的に行って、每期実績と比較し、不達成ならばその原因を詳細に分析し、次年度の改善計画に反映させるという、徹底的なPDCAサイクルの構築が期待される。今後、A協同組合より決算書を徴収し、財政状態、資金繰りの状況の把握に努め、適切な指導を行うことで、実効性のある経営改善計画の早急な完成が待たれるところである。なお、交付金要綱によれば改善計画は原則として国の指導により作成することとなるが、県が主導的立場を担い、毎期の事業実績について詳細なモニタリングを行い、事業の改善に繋げていくことが望まれる。</p> <p>(2)国庫補助金を財源とする設備の無断処分について</p> <p>A協同組合は国庫補助金等を財源とする焼成炉(取得価額:204,922千円 処分時残存価額:107,355千円)を、平成24年7月に国及び県の承認を得ないまま無断で撤去した。</p> <p>その後、平成26年10月31日の東北農政局視察対応打ち合わせにおいて無断処分の事実が発覚し、国及び県の事後承認という形式で、焼成炉の処分時残存価額107,355千円のうち補助金等対応部分59,301千円(国:51,121千円、県:8,179千円)を、平成28年4月8日に返還した。</p> <p>A協同組合の事務担当者が、無断処分が法令上禁止されていることを知らなかったと発言していることから、県として事前に法令等の規定を周知徹底し、未然に防止するための指導策が必要であった処分後2年もの間、不法処分が明らかにならなかった事実を踏まえ、その不法行為発生リスクの存在を十分に認識した上で、再発防止策が図られるべきである。今後は、補助金等交付決定時や毎期の定期報告時点にて口頭で注意を促す方法や、財産の無断処分を行わない旨の経営責任者の誓約書の入手、不法行為の発生リスクが相応に見込まれる者について決算書および固定資産台帳の閲覧及び分析を実施すること等の再発防止策の徹底が望まれる。</p>	<p>(1)について、平成29年5月24日に東北農政局経営・事業支援部食品企業課に出向き、同課長補佐や担当者等に対して不当事項及び指摘事項について報告した。同課から「本件は事業の一部が止まった状態で操業を続けている特殊な事例である。(たいていは、事業そのものを辞めることとなる。)よって、「改善計画」については、当課としても本庁に問い合わせ、このような事例があるかどうかを確認する。」との回答があった。その後、同課からは「処分施設を利用しない改善計画の提出で良い。」との回答を得た。</p> <p>今後は、直近の運営管理報告書や決算書等の経営状況に係る資料を入手・分析し、継続的に運営状況を確認するとともに、必要に応じたアドバイスや指導、その他の適切な措置を行うことにより、速やかな事業の改善に努めることとした。</p> <p>(2)について、東北農政局での打合せ内容を、間接補助者である青森市及び、事業実施主体である青森エコサイクル産業協同組合に伝え、同組合からは平成29年12月8日に「改善計画(案)」が県に提出されたので、その内容を精査のうえ、平成29年度内に同局に提出。</p> <p>当該事業においては、当該補助事業者の経営責任者に対し、財産の無断処分を行わない旨の誓約書の作成・指導を行い、平成28年2月16日に顛末書を提出させた。</p> <p>今後は、青森県補助金等の交付に関する規則第19条(財産の処分の制限)の内容を文書等で事前に通知し、補助事業者に確実に理解させることと、利用状況を毎年報告させ、確認することにより、再発防止を徹底することとする。</p>

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
209	指摘	農林水産政策課	「攻めの農林水産業」強化推進事業	<p>〔(平成14年度経営構造対策事業)国庫事業の経営改善計画の実効性について〕 本事業は、国庫事業(経営構造対策事業)であるため、農林水産省の指導により、事業実績の継続管理が要求されている。 現状において、国の定めた事業の事業評価について、目標値を達成できていない項目は、「施設等の利用状況」の項目であり、年次以降も一度も70%要件を達成していない低迷状況にある。 国の指導文書では、50%未満の場合には、事業取り止めも含めた厳しい措置を講じなければならないとされているほか、このように国庫補助対象設備の利用状況が著しく低調な事案に対しては、会計検査院の検査において国庫への補助金返還を求められるケースもあるが、当事案も長期間に亘って利用状況が低迷していることから、計画変更等の対応が必要だと考える。 県は、現状の把握や分析について、専門的知見や報告を基に、方向性や解決策を模索する積極的アクションを行ってきたと言うよりは、事業主体からの改善報告を受けるだけの消極的な受け身の姿勢に陥っていると監査人には感じられた。また、稼動状況等の情報についても、法定の保管期限を経過した文書は廃棄しており、過去の情報を入力することすらできない部分も存在している。このような畜産業全般に影響のある大切な県行政の重要課題であれば、このような重要資料を継続保管すべきであったと考える。 本県の酪農全般に大きく影響する事業については、県の立場として、この経営改善に対する主体的な意識を強く持ちながら、早期の改善策を講じさせ、実現をもたらすモニタリングと実行力が求められていると考える。事業の経営改善は簡単ではなく、中長期間にわたる難題ではあるが、積み上げる努力と決断が必要であり、県は、農林水産省通知に基づいた指導と報告を積み上げる事務を継続して行いながら、経営実態の把握を積極的に行うこととともに、問題の改善と解消のための具体的決断を行う時期に来ていると思料された。</p>	<p>県は、農林水産省からの指導文書に基づき、平成28年11月21日付けで事業実施主体及び村に対し改善計画の作成を指示した。 事業実施主体は、新たな商品開発等により利用率の向上を図る改善計画を作成し、県は平成29年3月2日付けで東北農政局生産部長へ同計画を提出した。 また、平成29年6月29日付けで県畜産課から所管地域県民局地域農林水産部長に対し、「TMRセンターの整備事業に対する事業効果発現のための指導に当たっての留意事項」を通知し、所管地域県民局は、事業実施主体に対し、平成29年7月5日付けで改善に向けた具体的な取組内容を通知するとともに、随時事業の実施状況をモニタリングし、必要なアドバイスや指導を継続的に行うこととした。</p>
212	意見	農林水産政策課	「攻めの農林水産業」強化推進事業	<p>〔(あおり型バイオマス・チャレンジ支援事業)過去の補助事業のモニタリング体制について〕 県が選定委員会を設置して補助事業者を決定し、事業化に取り組むことを想定した事業内容が、その後どのように地域内で活用され、公益上の事業目的が達成されているかどうか、目的に沿った使用状況にあるかどうかについて、何ら情報を有していない状況は改善されるべきだと考える。このことは、善管注意義務に依拠した性善説の立ち位置であっても、不当な財産処分リスクを極小化するための方策を検討する必要性を提案するものである。監査人としては、間接補助事業者にモニタリング機能を持たせ、県への現状報告を行う協働体制を構築し、県はそれに基づいた継続的な事業評価を行うことによって、本県のバイオマス施策の推進を図ることが望ましいと考える。</p>	<p>処分制限期間中の施設の利用状況について、毎年度、各地域県民局を通じて確認することとした。 また、今後、事業を実施する際には、県交付要綱において、処分制限財産については、その処分制限期間中の利活用状況について、間接補助事業者が報告する条件を規定することを検討する。</p>